

意見募集期間

2026 年 10 月 13 日～2026 年 10 月 26 日

容量市場
業務マニュアル
容量拋出金対応編
(対象実需給年度：2027 年度)
(案)

2026 年 XX 月 XX 日 初版 発行

電力広域的運営推進機関

(変更履歴)

	変更点		日付
	変更箇所	変更内容	
初版	新規作成	—	2026 年 XX 月 XX 日

※誤字等、業務内容に影響しない事項は随時修正します。

目次

第1章	はじめに	4
1.1	本業務マニュアルの構成.....	7
1.2	本業務の対象となる事業者.....	7
1.3	容量拋出金の算定式.....	7
第2章	容量拋出金対応.....	15
2.1	容量拋出金（仮算定）の確認手続.....	16
2.2	容量拋出金の確認手続.....	23
2.3	還元額の確認手続.....	33
2.4	追加請求額の確認手続.....	43
2.5	請求書・支払通知書の確認手続.....	54
2.6	請求書に基づく支払.....	62
2.7	支払通知書に基づく入金の確認手続.....	65
Appendix.1	図表一覧.....	69
Appendix.2	業務手順全体図.....	71

第1章 はじめに

容量市場業務マニュアル 容量拠出金対応編（以下「本業務マニュアル」という。）は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の業務規程（第32条の5）の規定に基づき作成された文書です。

本業務マニュアルは一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者（登録特定配電事業者を含む。以下同じ。）（以下「小売電気事業者等」と総称する。）が実施する手続のうち、対象実需給年度2027年度の容量市場における容量拠出金に係る内容について、必要な手続やシステム¹の操作方法²が記載されています。

容量拠出金とは、容量市場において供給力を確保するために、電気事業法に定める供給能力の確保の規定に基づき、小売電気事業者等に拠出いただくものです。本機関は、この容量拠出金をもって、供給力を提供する容量提供事業者へ、容量確保契約金額を交付します（図1-1参照）。

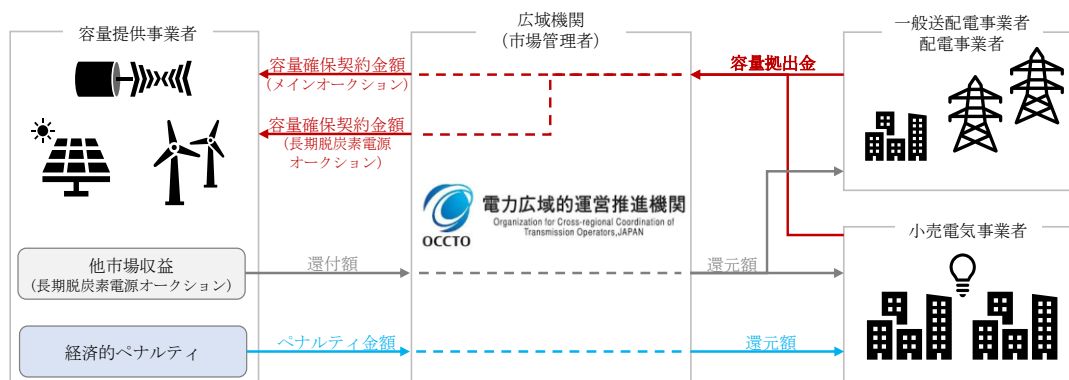


図 1-1 容量市場における容量拠出金の位置づけ

¹ 会員情報管理システムは、本機関の会員の加入申込み・変更のオンライン化や、各種通知、連絡等を一元管理することを目的にしたシステムです。当該システムの利用に当たっては「会員情報管理システム利用規約」を遵守していただく必要があります。

² 本業務マニュアルに記載している会員情報管理システムの機能は一部であり、運用する際の操作方法の詳細は会員情報システム取扱マニュアル (<https://www.occto.or.jp/various/kaiin/index.html>) を参照してください。

容量抛出台対応業務は、主に下記業務から構成されます（図 1-2 参照）。

【実需給年度開始前（年次、2026 年 12 月）】

- ・容量抛出台仮請求額通知書（年間総額）の確認

【実需給年度開始後（月次、2027 年 7 月～2028 年 6 月）】

- ・容量抛出台請求額通知書の確認
- ・請求書に基づく支払

【年次精算³（年次、2028 年 12 月～2029 年 2 月）】

- ・容量抛出台還元額通知書（年次精算）の確認
- ・容量抛出台追加請求額通知書（年次精算）の確認
- ・請求書・支払通知書に基づく入出金業務

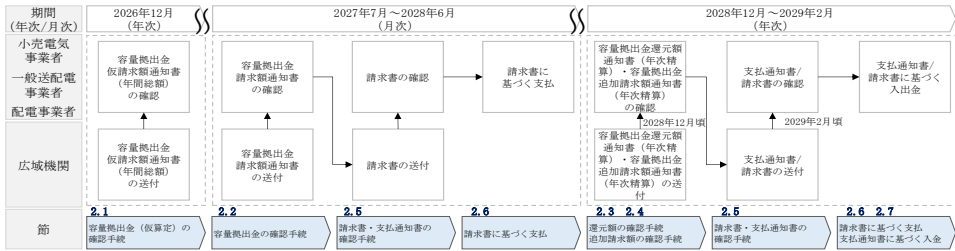


図 1-2 容量抛出台対応業務の全体像

³ 年次精算とは、容量確保契約金額に対して経済的ペナルティが発生した場合や、容量抛出台の未回収が発生した場合に、容量抛出台へ反映するために精算を実施し、当該年度の容量確保契約金額の総額と容量抛出台の総額を一致させることを指します。

また、請求対象月を N 月とした場合の、月次の容量拋出金対応業務のスケジュールは以下のとおりです（表 1-1 参照）。

表 1-1 請求額通知書・請求書の発行スケジュール

項目	時期	概要
容量確拋出金請求額通知書の発行	N+2 月の第 10 営業日までに発行	本機関から事業者に請求する金額を通知します。
容量拋出金請求書の発行	N+3 月の 10 日までに発行	本機関から事業者に請求書を発行します。
事業者による容量拋出金振込期日	容量拋出金請求書発行から 1 か月以内 ⁴	事業者は、請求書に記載されている金額を、本機関が指定する銀行口座に支払ってください。

具体的な容量拋出金対応業務に関しては第 2 章に記載しておりますが、本章で説明する以下の 1.1～1.3 も確認してください。

- 1.1 本業務マニュアルの構成
- 1.2 本業務の対象となる事業者
- 1.3 容量拋出金の算定式

⁴ N+3 月の 10 日に容量拋出金請求書が発行された場合、N+4 月の 9 日が振込期日となります。

1.1 本業務マニュアルの構成

容量抛出台に係る確認手続や支払通知書・請求書の確認手続、入出金業務については第2章を参照してください（図 1-3 参照）。

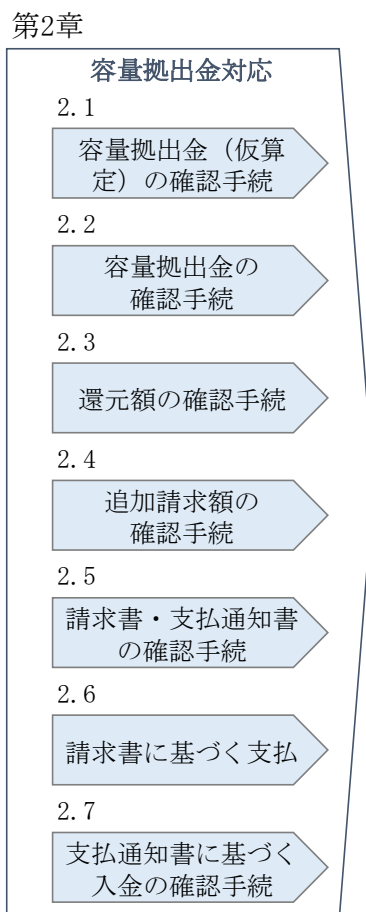


図 1-3 本業務マニュアルの構成（第1章除く）

1.2 本業務の対象となる事業者

本業務の対象となる事業者は、一般送配電事業者、配電事業者、小売電気事業者となります。

1.3 容量抛出台の算定式

容量抛出台の算定式について説明します。

容量抛出台の総額は、各オークションの約定結果に基づく容量確保契約金額の総額をもとに決定されます。その後、容量抛出台の総額をもとに、エリア別容量抛出台総額を算定し、一般送配電事業者・配電事業者、小売電気事業者の負担総額を算定した後、個別の事業者の各月の負担額を算定します。

エリア別容量抛出台総額は、全国の容量抛出台総額をエリア別の H3 需要比率に応じ、各エリアに配分することで算定します（式 1-1 参照）。

$\begin{aligned} & \text{エリア別容量抛出台総額}^{\text{※1}} \\ & = \text{メインオークションの容量抛出台総額}^{\text{※2}} \\ & \quad \times \text{供給計画第 5 年度の H3 需要比率} + \text{エリア追加負担分} \\ & + \text{調達オークションの容量抛出台総額}^{\text{※3}} \\ & \quad \times \text{供給計画第 2 年度の H3 需要比率} + \text{エリア追加負担分} \\ & + \text{長期脱炭素電源オークションの容量抛出台総額}^{\text{※4}} \\ & \quad \times \text{供給計画第 5 年度の H3 需要比率} \end{aligned}$	式 1-1
--	------------------

※1：小数点以下の値を四捨五入

※2：容量抛出台請求開始前に算定されるメインオークションの容量確保契約金額と同額。

※3：容量抛出台請求開始前に算定される調達オークションにおける容量確保契約金額と同額。

※4：長期脱炭素電源オークションにおいて対象年度に制度適用期間となる電源の、容量抛出台請求開始前に算定される容量確保契約金額の合計と同額。

ただし、長期脱炭素電源オークションにおける容量確保契約金額は、制度適用期間の年度ごとに、物価・金利変動等に応じ算定された額とする。物価・金利変動等に応じた容量確保契約金額の算定は、事業者の選択した補正方法に則り、対象実需給年度の期首に算定される。なお、対象実需給年度前年の容量抛出台総額の仮算定時においては、事業者の選択した補正方法に関わらず、消費者物価指数（コア CPI、年平均値）にて補正した容量確保契約金額とする。

メインオークション及び調達オークションにおいて、エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額は、エリアプライスに H3 需要を乗じた値に実需給年度ごとに定める一定割合を乗じて算定します。エリア別の小売電気事業者の負担総額は、メインオークションおよび調達オークションの当該エリアの負担総額から一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と経過措置による控除額を減算することで算定します。

長期脱炭素電源オークションにおいて、エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額は、長期脱炭素電源オークションの当該エリアの負担総額にメインオークション落札時点における一般送配電事業者・配電事業者の負担割合を乗じることで算定します。エリア別の小売電気事業者の負担総額は、長期脱炭素電源オークションの当

該エリアの負担総額から一般送配電事業者・配電事業者の負担総額を減算することで算定します。

これらの値を12で除し、小数点以下を切り捨てることで、4月分から2月分における各月の負担総額を算定します。3月分では切り捨てた端数の調整を行います。

個別の小売電気事業者が各月で負担する容量抛出台金は、前年度のピーク時電力kW実績や当該月の託送契約電力kW実績などの値を用いた配分比率をもって算定します。

個別の事業者の容量抛出台金の算定においては、対象となる実需給期間中に新規参入した事業者の場合と、そうでない事業者の場合とで算定式が異なります。

以下では、事業開始時期に応じた具体的な容量抛出台金の算定式について説明します。

1.3.1 新規参入でない場合の容量抛出台金の算定式

1.3.2 新規参入時の容量抛出台金の算定式

なお、容量抛出台金請求額の算定諸元を入力することで、容量抛出台金請求額通知書に記載される請求額に至るまでの計算式や端数処理の確認が可能となるExcel版の検算ツールを参考資料として小売電気事業者向けに公表いたします。2027年度の容量抛出台金負担総額を反映した検算ツールは、2027年度4月分の容量抛出台金請求額通知書の発行目途に公表予定です。

1.3.1 新規参入でない場合の容量抛出台の算定式

新規参入でない場合の容量抛出台の算定式は以下のとおりとなります。

【一般送配電事業者】

以下の式から算定します（式 1-2 参照）。

各一般送配電事業者の容量抛出台(各月) $= \text{エリア別の一般送配電事業者・配電事業者が負担する容量抛出台総額(各月)} \\ - \text{当該エリアでの配電事業者の容量抛出台総額(各月)}$ なお、エリア別の一般送配電事業者・配電事業者が負担する容量抛出台総額(各月)は、以下の式から算定します。 $\begin{aligned} & \text{エリア別の一般送配電事業者・配電事業者が負担する容量抛出台総額(各月)}^{※5} \\ &= \{ (\text{メインオークションのエリアプライス} \times \text{メインオークション H3 需要} \\ & \quad + \text{調達オークションのエリアプライス} \times \text{調達オークション H3 需要}) \\ & \quad \times \text{一定割合}^{※6} \\ & + \text{長期脱炭素電源オークションにおけるエリア別容量抛出台総額} \\ & \times \text{一般送配電事業者・配電事業者の負担割合}^{※7} \} \div 12 \end{aligned}$	式 1-2
---	------------------

※5：4月分から2月分は小数点以下の値を切り捨て、3月分は切り捨てた端数を調整

※6：対象実需給年度別に定めた割合。2027年度は8%。

※7：メインオークションのエリア別の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額を、メインオークションのエリア別容量抛出台総額（経過措置考慮前）で割った値。

【配電事業者】

以下の式から算定します（式 1-3 参照）。

各配電事業者の容量抛出台(各月)^{※8} $= \text{エリア別の一般送配電事業者・配電事業者が負担する容量抛出台総額(各月)} \\ \times \text{配電事業者の配分比率}$ なお、配電事業者の配分比率は、以下の式から算定します。 $\begin{aligned} & \text{配電事業者の配分比率}^{※9} \\ &= \text{配電事業者が配電を行うエリアの H3 需要(最大需要発生月の H3 需要)}^{※10} \\ & \div \text{エリア全体の H3 需要}^{※10} \end{aligned}$	式 1-3
--	------------------

※8：小数点以下の値を四捨五入

※9：小数点以下 16 位まで計算（小数点以下 17 位を四捨五入）

※10：供給計画第 1 年度の計画

【小売電気事業者】

以下の式から算定します（式 1-4 参照）。

各小売電気事業者の容量抛出台金(各月)^{※11}

$$= \text{エリア別の小売電気事業者が負担する容量抛出台金総額(各月)} \\ \times \text{シェア変動考慮後の配分比率}$$

なお、エリア別の小売電気事業者が負担する容量抛出台金総額（各月）は、以下の式から算定します。

エリア別の小売電気事業者が負担する容量抛出台金総額(各月)^{※12}

$$= \left(\begin{array}{l} \text{エリア別の容量抛出台金総額} \\ - \text{エリア別の一般送配電事業者・配電事業者が負担する容量抛出台金総額} \\ - \text{エリア別の経過措置における控除額}^{\text{※13}} \end{array} \right) \div 12$$

式
1-4

シェア変動考慮後の配分比率は、以下の式から算定します。

シェア変動考慮後の配分比率^{※14} =

シェア変動考慮後の kW

÷ 当該エリアにおける全小売電気事業者のシェア変動考慮後の kW

また、シェア変動考慮後の kW は、以下の式から算定します。

シェア変動考慮後の kW^{※15} =

$$\begin{array}{l} \text{年間ピーク時の kW 実績の合計}^{\text{※16,19}} \times \text{当該月の託送契約電力 kW 実績}^{\text{※18}} \\ \div \text{年間ピーク時の託送契約電力 kW 実績の合計}^{\text{※18,19}} \end{array}$$

※11：小数点以下の値を四捨五入

※12：4 月分から 2 月分は小数点以下の値を切り捨て、3 月分は切り捨てた端数を調整

※13：長期脱炭素電源オークションについては、0 とする。

※14：小数点以下 16 位まで計算（小数点以下 17 位を四捨五入）

※15：小数点以下の値を四捨五入

※16：実需給前年度の夏季ピーク 7～9 月/冬季ピーク 12～2 月の各月における最大需要発生時(1 時間)における電力使用量(送電端)を合計した kW を指す。それぞれ容量抛出台金 1～6 回目(4 月～9 月分)/7～12 回目(10 月～3 月分)の請求額算定の基礎となる。また、ここでいう「最大需要発生時(1 時間)」は、各エリアでの最大需要発生時を指す。

- ※17：対象実需給月において、各小売電気事業者が一般送配電事業者と締結している託送契約電力 kW を指す。本機関としては、一般送配電事業者から提供された託送契約電力 kW を正とする。
- ※18：実需給前年度の夏季ピーク 7～9 月/冬季ピーク 12～2 月において、各小売電気事業者が一般送配電事業者と締結している託送契約電力 kW の合計を指す。本機関としては、一般送配電事業者から提供された託送契約電力 kW を正とする。
- ※19：年間ピーク時の kW 実績（ピーク日時のデータ）と年間ピークの託送契約電力 kW 実績（月単位で集計する託送契約電力 kW のデータ）は、各データの性質上、データ数が一致しない場合や、対象月のピーク時の kW 実績が対象月の託送契約電力 kW 実績を上回る場合がある。データ数が一致しない場合は、年間ピーク時の kW 実績を当該データ数で除し、年間ピークの託送契約電力 kW 実績のデータ数を乗じて算定する。対象月のピーク時の kW 実績が対象月の託送契約電力 kW 実績を上回る場合は、対象月のピーク時 kW 実績を対象月の託送契約電力 kW 実績に置き換えて算定する。なお、年間ピーク時の kW 実績と年間ピークの託送契約電力 kW 実績のいずれもゼロの場合、『1.3.2 新規参入時の容量抛出台の算定式』に準じて計算する。

1.3.2 新規参入時の容量抛出台の算定式

新規参入時の容量抛出台の算定式は以下のとおりとなります。

注：実需給前年度の年間ピーク時の kW 実績がゼロであり、託送契約電力 kW の実績もゼロの場合は新規参入となります。

【配電事業者】

■最大需要発生月以前の新規参入の場合

『1.3.1 新規参入でない場合の容量抛出台の算定式』における配電事業者の容量抛出台算定式（式 1-3 参照）にて算定。

■最大需要発生月よりあとに新規参入した場合

『1.3.1 新規参入でない場合の容量抛出台の算定式』における配電事業者の容量抛出台算定式（式 1-3 参照）において、配電事業者の配分比率のみ以下式として算定（式 1-5 参照）。

$\begin{aligned} & \text{配電事業者の配分比率}^{※21} \\ &= \text{配電事業者が配電を行うエリアの H3 需要}^{※22} \\ & \quad (\text{新規参入月以降の各月の H3 需要の平均}) \\ & \div \text{エリア全体の H3 需要}^{※22} \end{aligned}$	式 1-5
---	-------

※21：小数点以下 16 位まで計算（小数点以下 17 位を四捨五入）
※22：配電事業者が新規参入した年度の計画

【小売電気事業者】

『1.3.1 新規参入でない場合の容量抛出台の算定式』における小売電気事業者の容量抛出台算定式（式 1-4 参照）において、シェア変動考慮後の kW のみ以下式として算定（式 1-6 参照）。

(新規参入した小売電気事業者の)シェア変動考慮後の kW^{※23} = 当該月の小売電気事業者の託送契約電力 kW 合計に占める 新規参入事業者の比率 × エリア内の新規参入以外の事業者のシェア変動考慮後の kW 合計 ÷ 当該月の小売電気事業者の託送契約電力 kW 合計に占める 新規参入以外の事業者の比率 × 新規参入した事業者の当該月の託送契約電力 kW ÷ 新規参入した事業者の当該月の託送契約電力 kW の合計	式 1-6
---	-------

※23：小数点以下は四捨五入し、端数が出たら新規参入者の内、最大値の事業者で端数調整する。

第2章 容量拋出金対応

本章では、容量拋出金対応に関する以下の内容について説明します（図 2-1 参照）。

- 2.1 容量拋出金（仮算定）の確認手続
- 2.2 容量拋出金の確認手続
- 2.3 還元額の確認手続
- 2.4 追加請求額の確認手続
- 2.5 請求書・支払通知書の確認手続
- 2.6 請求書に基づく支払
- 2.7 支払通知書に基づく入金の確認手続

第2章

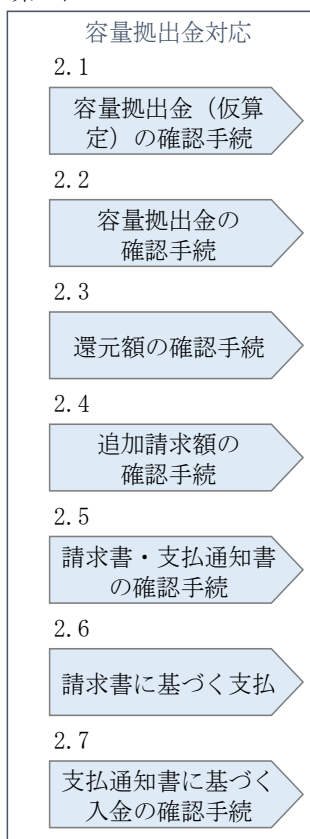


図 2-1 第2章の構成

2.1 容量抛出台（仮算定）の確認手続

本機関は、実需給年度 2027 年度に係る容量抛出台について、2027 年 7 月の請求開始にあたり、2026 年 12 月に仮算定額を算出し、当該金額を記載した容量抛出台仮請求額通知書（年間総額）を、小売電気事業者等に送付します。

なお、当該仮算定額の値は、2026 年度の夏季のピーク時の電力 kW を基礎として算定するため、2026 年度冬季ピーク時の電力 kW 及び 2027 年度の各月のシェア変動を考慮する前の概算金額となります。

また、容量抛出台総額は、『1.3 容量抛出台の算定式』における式 1-1 のとおり、メインオークション、調達オークション、長期脱炭素電源オークションにおける容量確保契約金額（各年）の原資となります。メインオークション及び調達オークションにおいては、算定時点の契約状況に応じて容量確保契約金額を算定します。また、長期脱炭素電源オークションにおいては、対象実需給年度の期首には、容量提供事業者の選択した補正方法に基づき物価・金利変動等に応じた容量確保契約金額（各年）を算定しますが、容量抛出台仮算定時には一律で消費者物価指数（コア CPI、年平均値）にて補正した容量確保契約金額（各年）を算定します。よって、本節にて通知される容量抛出台の仮算定額と、対象実需給年度中の実際の算定額は一致しないことがあります。

本節では、容量抛出台（仮算定）の確認手続について、以下の流れで説明します（図 2-2 参照）。

2.1.1 容量抛出台仮請求額通知書（年間総額）の確認

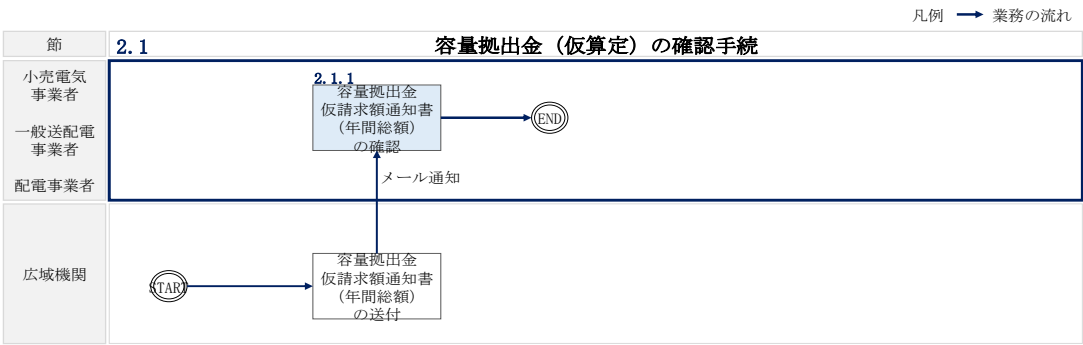


図 2-2 容量抛出台（仮算定）の確認手続の詳細構成

2.1.1 容量抛出台仮請求額通知書（年間総額）の確認

本項では、本機関から発行された容量抛出台仮請求額通知書（年間総額）の確認手続を説明します（図 2-3 参照）。

2.1.1.1 容量抛出台仮請求額通知書（年間総額）内容の確認

2.1.1 容量抛出台仮請求額通知書（年間総額）の確認

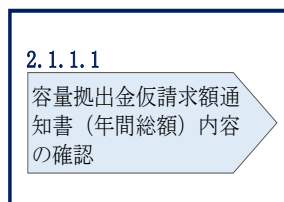


図 2-3 容量抛出台仮請求額通知書（年間総額）の確認の手順

2.1.1.1 容量抛出台仮請求額通知書（年間総額）内容の確認

本機関が会員情報管理システムにて容量抛出台仮請求額通知書（年間総額）を発行後、事業者へ容量抛出台仮請求額通知書（年間総額）が発行された旨のメールが送付されます（表 2-1 参照）。事業者はメールを受領後、会員情報管理システムにアクセスし、容量抛出台仮請求額通知書（年間総額）の帳票の内容⁵を確認してください（図 2-4、表 2-2 参照）。

容量抛出台仮請求額通知書（年間総額）に記載の金額は税抜となります。

会員情報管理システムにおける確認手続は「会員情報管理システム取扱マニュアル～会員向け 容量市場関連編～」を参照してください。

表 2-1 容量抛出台仮請求額通知書（年間総額）の発行通知メール内容

項目	内容
件名	【電力広域的運営推進機関】容量抛出台仮請求額通知書発行通知（翌年度分）
送信元メールアドレス	member-occto-info@occto.or.jp
本文記載事項	本メールは電力広域的運営推進機関からの自動送信メールです。 ----- XXXX 株式会社

⁵ 仮算定は、あくまで実需給期間前に実施する概算値の通知であるため、実需給期間の実際の算定額とは異なることにご留意ください。また、概算額の通知という目的から、異議申立は受け付けておりません。

項目	内容
	YYYY 様 平素より当機関運営にご協力いただき誠にありがとうございます。 容量拋出金の仮請求額（翌年度分）を本メールを以って通知いたします。 システムにログインいただき、内容のご確認をお願いいたします。 ***** 電力広域的運営推進機関 会員情報管理システム https://member-occto.occto.or.jp *****

容量拋出金 仮請求額通知書（年間総額）

株式会社〇〇〇〇 御中
 事業者コード:9999
 事業者区分:〇〇事業者

通知書番号 : 123456789012345-78

通知日 : yyyy年mm月dd日

電力広域的運営推進機関

〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15

問い合わせ先 部署 : 〇〇部

電話番号 : xx-xxxx-xxxx

E-Mail : xxxx@occto.or.jp

件名:〇〇〇〇〇〇〇〇

1. 容量拋出金仮請求額（税抜）

容量拋出金仮請求総額[円] 12,100

容量拋出金仮請求額(年額)(調整前)[円]	12,000
調整額[円]	100
備考:	

小計[円] 12,100

(参考)

容量拋出金仮請求額(月額)[円]	xxx
実需給年度4月~2月	
容量拋出金仮請求額(最終月額)[円]	xxx
実需給年度3月	

2. 算定諸元情報

容量拋出金算定対象エリア	〇〇
エリア別の負担総額[円]（年額）	xxx
エリア別の負担額[円]（月額）	xxx
実需給年度4月~2月	
エリア別の負担額[円](端数調整月)	xxx
実需給年度3月	
負担分の比率[%]	xx.xx
※小数点第3位を四捨五入した概算比率	

前年度夏季ピーク時電力kW[kW]	7月	xxx
	8月	xxx
	9月	xxx

図 2-4 容量拋出金仮請求額通知書（年間総額）のサンプルイメージ

表 2-2 容量拋出金仮請求額通知書（年間総額）の記載項目と確認観点

No	セクション	記載項目	確認観点
1	ヘッダー	通知書番号	－
2		通知日	－
3		事業者名	事業者名や事業者コードが正しいことを確認してください
4		事業者コード	
5		事業者区分	事業者区分（小売電気事業者/一般送配電事業者/配電事業者）が正しいことを確認してください ただし、登録特定送配電事業者の場合は小売電気事業者と表示されます
6		件名	記載内容を確認してください
7	1. 容量拋出金 仮請求額	容量拋出金仮請求総額 [円]	通知対象事業者の容量拋出金仮請求額（年額）が記載されています 小計（No. 11）と一致していることを確認してください
8		容量拋出金仮請求額 （年額）（調整前） [円]	11 か月分の容量拋出金仮請求額（月額）（No. 12）と容量拋出金仮請求額（最終月額）（No. 13）を合計した金額となっていることを確認してください
9		調整額[円]	備考欄の記載内容を踏まえた調整額の金額が記載されていることを確認してください
10		備考	記載内容を確認してください
11		小計[円]	容量拋出金仮請求額（年額）（調整前）（No. 8）と調整額（No. 9）を合計した金額となっていることを確認してください

No	セクション	記載項目	確認観点
12		容量拋出金仮請求額 （月額）[円] 実需給年度 4~2 月	通知対象事業者の容量拋出金負担額 （月額）が記載されています 容量拋出金仮請求額（月額）（No. 12） は、負担額（月額）（No. 16）に負担分 の比率（有効数字 16 桁）を乗じること で算定されます。請求額は小数点以下 の値を四捨五入します。ただし、算 定諸元情報に記載されている負担分の 比率（No. 18）はパーセント表記での 小数第 3 位を四捨五入した概算比率で あることにご留意ください
13		容量拋出金仮請求額 （最終月額）[円] 実需給年度 3 月	通知対象事業者の容量拋出金負担額 （最終月額）が記載されています 容量拋出金仮請求額（最終月額） （No. 13）は、負担額（端数調整月） （No. 17）に負担分の比率（有効数字 16 桁）を乗じることによって算定されま す。請求額は小数点以下の値を四捨五 入します。ただし、算定諸元情報に記載 されている負担分の比率（No. 18） はパーセント表記での小数第 3 位を四 捨五入した概算比率であることにご留 意ください
14	2. 算定諸元情報	容量拋出金算定対象 エリア	対象のエリアであることを確認してく ださい
15		エリア別の負担総額 [円]（年額）	エリア別の容量拋出金負担総額（年 額）が記載されていることを確認して ください
16		エリア別の負担総額 [円]（月額）実需給年 度 4~2 月	エリア別の容量拋出金負担総額（月 額）が記載されていることを確認して ください
17		エリア別の負担総額 [円]（端数調整月）実 需給年度 3 月	エリア別の容量拋出金負担総額（最終 月額）が記載されていることを確認し てください

No	セクション	記載項目	確認観点
18		負担分の比率[%] ※パーセント表記での 小数点第3位を四捨五 入した概算比率	小売電気事業者： ・ 通知対象事業者の配分比率が記載 されていることを確認してくださ い 一般送配電事業者・配電事業者： ・ 通知対象事業者の配分比率が記載 されていることを確認してくださ い なお、負担分の比率（No. 18）が 0.00%であっても、容量抛出台仮請求 総額（No. 7）が0でない場合があるこ とにご留意ください
19		前年度夏季ピーク時電 力 kW[kW]	通知対象事業者の実需給前年度の夏季 ピーク 7～9 月の各月の最大需要発生 時(1 時間)における電力使用量（送電 端） kW が記載されています

2.2 容量抛出台の確認手続

本機関は、実需給年度 2027 年度に係る容量抛出台について、2027 年 7 月以降に請求を開始します。

ここで、容量抛出台総額は、『1.3 容量抛出台の算定式』における式 1-1 のとおり、メインオークション、調達オークション、長期脱炭素電源オークションにおける容量確保契約金額（各年）の原資となります。メインオークション及び調達オークションにおいては、算定時点の契約状況に応じて容量確保契約金額を算定します。また、長期脱炭素電源オークションにおいては、対象実需給年度の期首には、容量提供事業者の選択した補正方法に基づき物価・金利変動等に応じた容量確保契約金額（各年）を算定しますが、容量抛出台仮算定時には一律で消費者物価指数（コア CPI、年平均値）にて補正した容量確保契約金額（各年）を算定します。よって、2.1 節で通知される仮算定額と、本節にて通知される対象実需給年度中の実際の算定額は一致しないことがあります。

本節では、容量抛出台の確認手続について、以下の流れで説明します（図 2-5 参照）。

2.2.1 容量抛出台請求額通知書の確認

2.2.2 容量抛出台請求額通知書の異議申立

2.2.3 容量抛出台請求額の再算定結果の確認

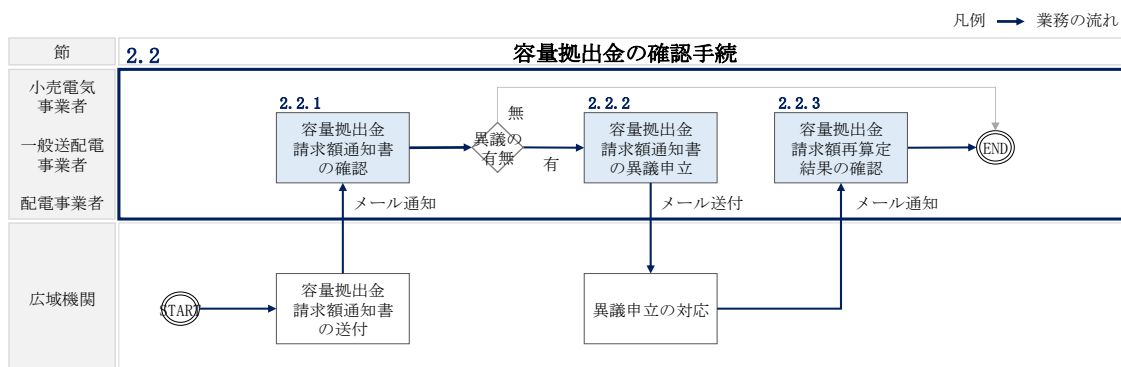


図 2-5 容量抛出台の確認手続の詳細構成

2.2.1 容量抛出金請求額通知書の確認

本項では、本機関から発行された容量抛出金請求額通知書の確認手続を説明します（図 2-6 参照）。

2.2.1.1 容量抛出金請求額通知書内容の確認

2.2.1 容量抛出金請求額通知書の確認

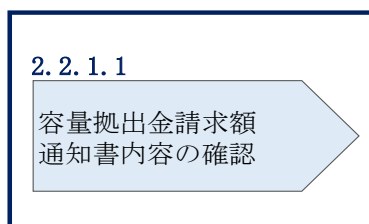


図 2-6 容量抛出金請求額通知書の確認の手順

2.2.1.1 容量抛出金請求額通知書内容の確認

本機関が会員情報管理システムにて容量抛出金請求額通知書を発行後、事業者には容量抛出金請求額通知書が発行された旨のメールが送付されます（表 2-3 参照）。事業者はメールを受領後、会員情報管理システムにアクセスし、容量抛出金請求額通知書の帳票の内容を確認してください（図 2-7、表 2-4 参照）。
容量抛出金請求額通知書に記載の金額は税抜となります。

会員情報管理システムにおける確認手続は「会員情報管理システム取扱マニュアル～会員向け 容量市場関連編～」を参照してください。

表 2-3 容量抛出金請求額通知書の発行通知メール内容

項目	内容
件名	【電力広域的運営推進機関】容量抛出金請求額通知書発行通知
送信元メールアドレス	member-occto-info@occto.or.jp
本文記載事項	本メールは電力広域的運営推進機関からの自動送信メールです。 ----- XXXX 株式会社 YYYY 様

項目	内容
	平素より当機関運営にご協力いただき誠にありがとうございます。 容量拋出金の請求額を本メールを以って通知いたします。 システムにログインいただき、内容のご確認をお願いいたします。 ***** 電力広域的運営推進機関 会員情報管理システム https://member-occto.occto.or.jp *****

容量抛出台 請求額通知書

通知書番号 : 123456789012345-78
通知日 : yyyy年mm月dd日

電力広域的運営推進機関
〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15
問い合わせ先 部署 : ○○部
電話番号 : xx-xxxx-xxxx
E-Mail : xxxx@occto.or.jp

株式会社○○○○ 御中
事業者コード:9999
事業者区分 : ○○事業者

件名:○○○○○○○○

1. 容量抛出台請求額 (税抜)

容量抛出台請求額[円]10,000

容量抛出台請求額(調整前)[円]	9,500
調整額[円]	500
備考 : 当該エリアの既存事業者のエリアシェアkW : xxx	

小計[円]10,000

2. 算定諸元情報(請求対象月分)

容量抛出台算定対象エリア	○○
エリア別の負担総額[円]	xxx
負担分の比率[%]	xx.xx
※小数点第3位を四捨五入した概算比率	

託送契約電力kW[kW]	xxx
前年度ピーク時電力kW[kW] ※1	① xxx
	② xxx
	③ xxx
前年度ピーク託送契約kW[kW] ※1	① xxx
	② xxx
	③ xxx

※1 請求対象月が4～9月の場合・・・ [① : 7月、② : 8月、③ : 9月]
請求対象月が10～3月の場合・・・ [① : 12月、② : 1月、③ : 2月]
※容量抛出台請求額に異議がある場合、xx営業日以内にメールにて異議申立を実施してください。

図 2-7 容量抛出台請求額通知書のサンプルイメージ

表 2-4 容量抛出台請求額通知書の記載項目と確認観点

No	セクション	記載項目	確認観点
1	ヘッダー	通知書番号	－
2		通知日	－
3		事業者名	事業者名や事業者コードが正しいことを確認してください
4		事業者コード	
5		事業者区分	事業者区分（小売電気事業者/一般送配電事業者/配電事業者）が正しいことを確認してください ただし、登録特定送配電事業者の場合は小売電気事業者と表示されます
6		件名	記載内容を確認してください
7	1. 容量抛出台請求額	容量抛出台請求額[円]	通知対象事業者の容量抛出台金負担額（月額）が記載されています 小計（No. 11）と一致していることを確認してください
8		容量抛出台請求額（調整前）[円]	容量抛出台請求額（調整前）（No. 8）は、エリアの負担総額（No. 13）に負担分の比率（有効数字 16 桁）を乗じることで算定されます。請求額は小数点以下の値を四捨五入します。ただし、算定諸元情報（請求対象月分）に記載されている負担分の比率（No. 14）はパーセント表記での小数第 3 位を四捨五入した概算比率であることにご留意ください
9		調整額[円]	備考欄の記載内容を踏まえた調整額の金額が記載されていることを確認してください
10		備考	記載内容を確認してください
11		小計[円]	容量抛出台請求額（調整前）（No. 8）と調整額（No. 9）を合計した金額となっていることを確認してください
12	2. 算定諸元情報（請求対象月分）	容量抛出台算定対象エリア	対象のエリアであることを確認してください
13		エリアの負担総額[円]	エリアの容量抛出台金負担総額（月額）が記載されていることを確認してください

No	セクション	記載項目	確認観点
14		負担分の比率[%] ※パーセント表記での小数点第3位を四捨五入した概算比率	小売電気事業者： - 通知対象事業者の配分比率（概算）が記載されていることを確認してください 一般送配電事業者・配電事業者： - 通知対象事業者の配分比率（概算）が記載されていることを確認してください なお、負担分の比率（No. 14）が 0.00% であっても、容量拠出金請求額（No. 7）が 0 でない場合があることにご留意ください
15		異議申立日数	記載内容を確認してください
16		託送契約電力 kW[kW]	対象実需給月において、各小売電気事業者が一般送配電事業者と締結している託送契約電力 kW が記載されています
17		前年度ピーク時電力 kW[kW]	実需給前年度の夏季ピーク 7～9 月/冬季ピーク 12～2 月の各月の最大需要発生時（1 時間）における電力使用量（送電端）を合計した kW が記載されています
18		前年度ピーク託送契約 kW[kW]	実需給前年度の夏季ピーク 7～9 月/冬季ピーク 12～2 月において、各小売電気事業者が一般送配電事業者と締結している託送契約電力 kW が記載されています

2.2.2 容量抛出台請求額通知書の異議申立

本項では、本機関から発行された容量抛出台請求額通知書の内容に対し、異議がある場合における異議申立について手順を説明します（図 2-8 参照）。

2.2.2.1 異議申立メールの送付

2.2.2.2 再検討内容メールの確認

2.2.2 容量抛出台請求額通知書の異議申立

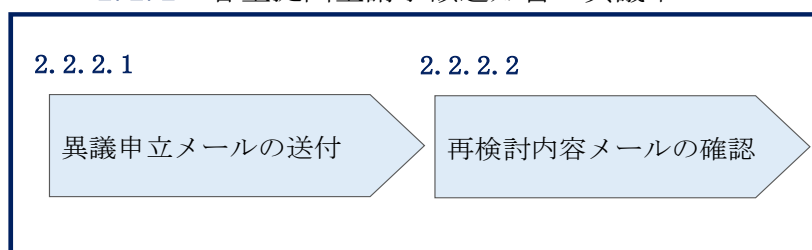


図 2-8 容量抛出台請求額通知書の異議申立の手順

2.2.2.1 異議申立メールの送付

事業者は、本機関から発行された容量抛出台請求額通知書に対して、発行通知受領日を含めて5営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことが可能です。

異議申立を行う場合、新規メールに異議申立における必要事項を本文に記載の上、所定の宛先に送信してください（表 2-5 参照）。

注：異議申立期限について、例えば、4/14（月）に通知メールを受領した場合、4/18（金）までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

＜参考＞本業務マニュアルにおいては、容量確保契約約款に準じて、以下のとおりいたします。

休日：土曜日、日曜日及び祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、4月30日～5月2日、12月30日～31日及び本機関が指定する日

平日：休日以外の日

営業日：土曜日、日曜日及び祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、12月29日～31日以外の日

表 2-5 容量拋出金請求額通知書の異議申立メール内容

項目	内容
件名	【XXXX（事業者コード） ⁶ 】容量拋出金請求額通知書に対する異議申立
To	youryou_jushin@occto.or.jp
本文記載事項	・容量拋出金請求額通知書番号 ・実需給年度 ・対象月 ・事業者名 ・事業者コード ・事業者区分 ・容量拋出金算定対象エリア ・異議申立の内容

2.2.2.2 再検討内容メールの確認

容量拋出金請求額通知書に対して異議申立が行われた場合は、本機関で異議申立の内容を検討し、再検討結果を本文に記載してメールにて通知しますので内容を確認してください。

確認が完了したら、再検討内容の通知メールに返信するかたちで再検討内容の確認における必要事項を本文に記載の上、本機関が異議申立内容の再検討結果メールの中で指定した確認期日以内にメールを送信してください（表 2-6 参照）。

注1：再検討内容の確認期日を過ぎても返信をいただいていない場合は、再検討内容が了承されたとみなしますのでご注意ください。

注2：異議申立の内容を検討した結果は以下のメールアドレスにて送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。

メールアドレス：youryou_jushin@occto.or.jp

表 2-6 容量拋出金請求額通知書の再検討内容の確認結果メール内容

項目	内容
件名	Re: 【XXXX（事業者コード）】容量拋出金請求額通知書に対する異議申立
To	再検討内容メールの送信者（本機関）
CC	youryou_jushin@occto.or.jp

⁶ 件名に自身の事業者コード4桁を入力してください。

項目	内容
件名	Re:【XXXX（事業者コード）】容量拋出金請求額通知書に対する異議申立
本文記載事項	異議申立による容量拋出金請求額通知書の再検討内容に対する確認結果 ・容量拋出金請求額通知書の再検討内容に対する事業者の確認結果を文章で記載 例）異議申立に対する再検討内容について、異議はありません。 以下、異議申立メールの記載内容 ・容量拋出金請求額通知書番号 ・実需給年度 ・対象月 ・事業者名 ・事業者コード ・事業者区分 ・容量拋出金算定対象エリア ・異議申立の内容

2.2.3 容量抛出台請求額の再算定結果の確認

本項では、異議申立に対する容量抛出台請求額の再算定結果の確認について手順を説明します（図 2-9 参照）。なお、容量抛出台請求額通知書内容に変更が発生しない場合は、以降の手順は対応不要です。

2.2.3 容量抛出台請求額の再算定結果の確認

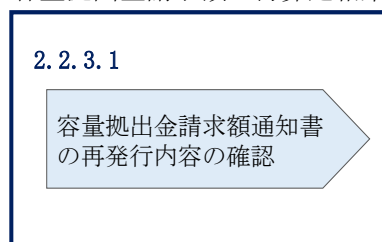


図 2-9 容量抛出台請求額の再算定結果の確認の手順

2.2.3.1 容量抛出台請求額通知書の再発行内容の確認

再検討内容を事業者が確認した後、本機関で容量抛出台請求額通知書を再発行します。事業者は、再発行された旨のメールを受領後、会員情報管理システムにアクセスし、再発行された容量抛出台請求額通知書の帳票の内容を確認してください。

再発行された容量抛出台請求額通知書の確認方法は『2.2.1.1 容量抛出台請求額通知書内容の確認』を参照してください。

2.3 還元額の確認手続

還元額とは、容量拋出金の請求年間総額と容量確保契約金額の実際交付額の差額等を調整し、小売電気事業者等に還元される金額です。還元額の主な内訳は、容量提供事業者のリクワイアメント未達成による経済的ペナルティ額や、長期脱炭素電源オークションにおける他市場収益の還付額となります。還元額は以下の算定式で表されます（式 2-1 参照）。

一般送配電事業者・配電事業者の還元総額 $= (\text{長期脱炭素電源オークションにおける対象実需給年度中の容量確保契約金額の減少額}^{\text{※1}} + \text{長期脱炭素電源オークションにおける容量確保契約金額総額までの他市場収益の還付額の総額}) \times \text{一般送配電事業者・配電事業者の容量拋出金負担比率}^{\text{※2}}$ 一般送配電事業者・配電事業者の還元額 $= \text{一般送配電事業者・配電事業者の還元総額} \times \text{エリア別の H3 需要比率}^{\text{※3}} \times \text{エリア内の一般送配電事業者・配電事業者の容量拋出金負担比率}^{\text{※4}}$ 小売電気事業者の還元総額 $= \text{調整不調電源に課される経済的ペナルティ} + \text{対象実需給年度中の経済的ペナルティ} + \text{長期脱炭素電源オークションにおける対象実需給年度中の容量確保契約金額の減少額}^{\text{※1}} + \text{長期脱炭素電源オークションにおける容量確保契約金額総額までの他市場収益の還付額の総額の合計の内、一般送配電事業者・配電事業者への還元額を差し引いた金額} + \text{長期脱炭素電源オークションにおける容量確保契約金額総額を超える他市場収益の還付額の総額}$ 小売電気事業者の還元額 $= \text{小売電気事業者の還元総額} \times \text{全国の小売電気事業者の容量拋出金負担比率}^{\text{※4}}$	式 2-1
--	-------

※1：長期脱炭素電源オークションにおける、系統接続費（円/kW/年）と価格差に着目した支援制度・拠点整備支援制度（円/kW/年）にかかる応札時の見積額と実績額

との差額の減額が、交付年間総額（対象実需給年度4月）の算定に間に合わなかった場合における減額分も含む

- ※2：対象実需給年度に支払われた容量抛出台金全体の実績に対する送配電事業者の支払実績
- ※3：メインオークション落札時点のH3 需要比率
- ※4：メインオークション分、追加オークション分及び長期脱炭素電源オークション分を合算して請求される容量抛出台金のうち、未払が発生した事業者分の容量抛出台金は除く

還元の対象となる事業者は、実需給期間末日時点で本機関の会員資格を有し、年次精算の算定開始の前日時点で、対象実需給年度の月次の容量抛出台金の支払不足がない事業者となります。

本節では、還元額の確認手続について、以下の流れで説明します（図 2-10 参照）。

- 2.3.1 容量抛出台金還元額通知書（年次精算）の確認
- 2.3.2 容量抛出台金還元額通知書（年次精算）の異議申立
- 2.3.3 容量抛出台金還元額通知書（年次精算）の再算定結果の確認

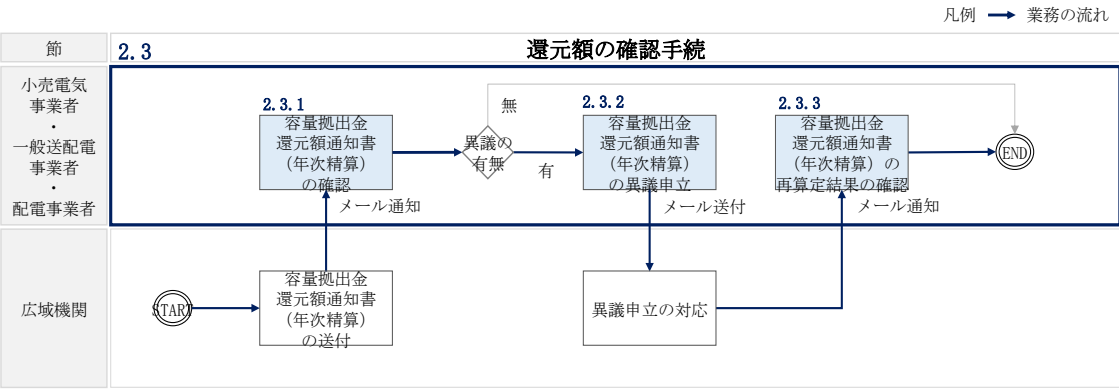


図 2-10 還元額の確認手続の詳細構成

注：容量抛出台金還元額通知書（年次精算）に基づく還元額から、容量抛出台金追加請求額通知書（年次精算）に基づく追加請求額、及び容量抛出台金請求額通知書に基づく対象実需給年度2027年度の月次の容量抛出台金請求額を差し引いた金額が、正となる場合は支払通知書、負となる場合は請求書が発行されます。

還元の対象となる事業者が存在しない場合（年次精算の算定開始時点以降に脱退した会員等）、翌年度の年次精算の還元額に加算し、還元の対象となる全ての事業者に還元します。

本機関からの入金額については、振込手数料分が差し引かれた金額となることにご留意ください。なお、支払金額が少額で振込手数料を下回る場合、当該支払金額は事業者への支払いを行わず、翌年度の年次精算において、支払いを行わなかった事業者の事業者区分に応じて、小売電気事業者又は一般送配電事業者・配電事業者の還元総額に加算します。

2.3.1 容量抛出台還元額通知書（年次精算）の確認

本項では、本機関から発行された容量抛出台還元額通知書（年次精算）の確認手順を説明します（図 2-11 参照）。

2.3.1.1 容量抛出台還元額通知書（年次精算）内容の確認

2.3.1 容量抛出台還元額通知書（年次精算）の確認

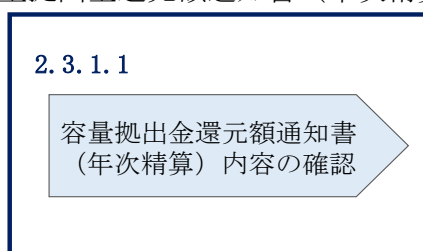


図 2-11 容量抛出台還元額通知書（年次精算）の確認の手順

2.3.1.1 容量抛出台還元額通知書（年次精算）内容の確認

本機関が会員情報管理システムにて容量抛出台還元額通知書（年次精算）を発行後、事業者へ容量抛出台還元額通知書（年次精算）が発行された旨のメールが送付されます（表 2-7 参照）。事業者はメールを受領後、会員情報管理システムにアクセスし、容量抛出台還元額通知書（年次精算）の内容を確認してください（表 2-8、図 2-12 参照）。

容量抛出台還元額通知書（年次精算）に記載の金額は税抜となります。

会員情報管理システムにおける確認手順は「会員情報管理システム取扱マニュアル～会員向け 容量市場関連編～」を参照してください。

表 2-7 容量抛出台還元額通知書（年次精算）の発行通知メール内容

項目	内容
件名	【電力広域的運営推進機関】容量抛出台還元額通知書発行通知（年次精算）

項目	内容
送信元メールアドレス	member-occto-info@occto.or.jp
本文記載事項	本メールは電力広域的運営推進機関からの自動送信メールです。 ----- XXXX 株式会社 YYYYY 様 平素より当機関運営にご協力いただき誠にありがとうございます。 容量拠出金の還元額（年次精算）を本メールを以って通知いたします。 システムにログインいただき、内容のご確認をお願いいたします。 ***** 電力広域的運営推進機関 会員情報管理システム https://member-occto.occto.or.jp *****

容量抛出台 還元額通知書（年次精算）

株式会社〇〇〇〇

事業者コード:9999

御中

通知書番号 : 123456789012345-78

通知日 : yyyy年mm月dd日

電力広域的運営推進機関

〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15

問い合わせ先 部署 : 〇〇部

電話番号 : 999-9999-9999

E-Mail : xxxxx@occto.or.jp

件名: 〇〇〇〇〇〇〇〇

1. 容量抛出台還元額（税抜）

容量抛出台還元額[円] xxx

容量抛出台還元額（調整前）[円]	xxx
調整額[円]	xxx
備考：	

小計[円] xxx

2. 算定諸元情報

還元額の原因となる実需給期間前の経済的ペナルティ入金総額[円]①	xxx
還元額の原因となる請求額と実交付額等の差額[円]②	xxx
還元額の原因となる総額[円]①+②	xxx
負担分の比率[%]	xx.xx
※小数点第3位を四捨五入した概算比	

※容量抛出台還元額に異議がある場合、5営業日以内にメールにて異議申立を実施してください。

図 2-12 容量抛出台還元額通知書（年次精算）の帳票イメージ

表 2-8 容量抛出台還元額通知書（年次精算）の記載項目と確認観点

No	セクション	記載項目	確認観点
1	ヘッダー	通知書番号	－
2		通知日	－
3		事業者名	事業者名や事業者コードが正しいことを確認してください
4		事業者コード	
6		件名	記載内容を確認してください
7	1. 容量抛出台還元額	容量抛出台還元額[円]	通知対象事業者の容量抛出台還元額が記載されています 小計（No. 11）と一致していることを確認してください 容量抛出台還元額が0円でも本通知書は発行されるので、内容をご確認ください
8		容量抛出台還元額[円] （調整前）	容量抛出台還元額（調整前）（No. 8）は、還元額の原資となる総額①+②（No. 14）に負担分の比率（有効数字16桁）を乗じることで算定されます。還元額は小数点以下の値を四捨五入します。ただし、算定諸元情報に記載されている負担分の比率（No. 15）はパーセント表記での小数第3位を四捨五入した概算比率であることにご留意ください
9		調整額[円]	備考欄の記載内容を踏まえた調整額の金額が記載されていることを確認してください
10		備考	記載内容を確認してください
11		小計[円]	容量抛出台還元額（調整前）（No. 8）と調整額（No. 9）を合計した金額となっていることを確認してください
12		還元額の原資となる実需給期間前の経済的ペナルティ入金総額[円]①	実需給期間前に発生した経済的ペナルティ額の入金総額が記載されていることを確認してください
13	2. 算定諸元情報	還元額の原資となる請求額と実交付額等の差額[円]②	実需給年度に係る容量抛出台金の請求総額から実需給年度に係る容量確保契約金額

No	セクション	記載項目	確認観点
			の実際交付額を差し引いた金額が記載されていることを確認してください
14		還元額の原資となる総額 [円]①+②	①+②となることを確認してください
15		負担分の比率[%] ※パーセント表記での小数点第3位を四捨五入した概算比率	小売電気事業者： 通知対象事業者の配分比率（概算）が記載されていることを確認してください なお、負担分の比率（No. 15）が 0.00% であっても、容量抛出金還元額（No. 7）が 0 でない場合があることにご留意ください
16	3. その他	異議申立日数	記載内容を確認してください

2.3.2 容量抛出金還元額通知書（年次精算）の異議申立

本項では、本機関から発行された容量抛出金還元額通知書（年次精算）の内容に対し、異議がある場合における異議申立について手順を説明します（図 2-13 参照）。

2.3.2.1 異議申立メールの送付

2.3.2.2 再検討内容メールの確認

2.3.2 容量抛出金還元額通知書（年次精算）の異議申立

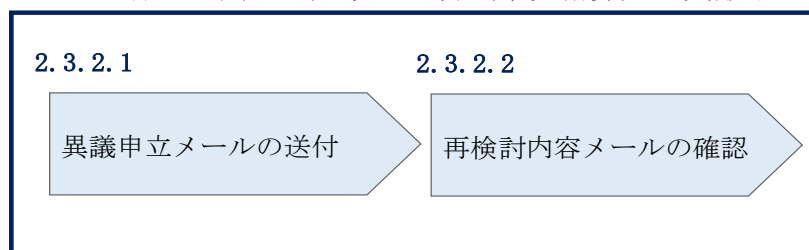


図 2-13 容量抛出金還元額通知書（年次精算）の異議申立の手順

2.3.2.1 異議申立メールの送付

事業者は、本機関から発行された容量抛出金還元額通知書（年次精算）に対して、発行通知受領日を含めて 5 営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことが可能です。

異議申立を行う場合、新規メールに異議申立における必要事項を本文に記載の上、所定の宛先に送信してください（表 2-9 参照）。

注：異議申立期限について、例えば、12/6（水）に通知メールを受領した場合、12/12（火）までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

＜参考＞本業務マニュアルにおいては、容量確保契約約款に準じて、以下のとおりいたします。

休日：土曜日、日曜日及び祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、4月30日～5月2日、12月30日～31日及び本機関が指定する日

平日：休日以外の日

営業日：土曜日、日曜日及び祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、12月29日～31日以外の日

表 2-9 容量抛出台金還元額通知書（年次精算）の異議申立メール内容

項目	内容
件名	【XXXX（事業者コード） ⁷ 】容量抛出台金還元額通知書（年次精算）に対する異議申立
To	youryou_jushin@occto.or.jp
本文記載事項	・容量抛出台金還元額通知書（年次精算）番号 ・実需給年度 ・事業者名 ・事業者コード ・事業者区分 ・エリア ・異議申立の内容

2.3.2.2 再検討内容メールの確認

容量抛出台金還元額通知書（年次精算）に対して異議申立が行われた場合は、本機関で異議申立の内容を検討し、再検討結果を本文に記載してメールにて通知しますので、内容を確認してください。

⁷ 件名に自身の事業者コード4桁を入力してください。

確認が完了したら、再検討内容の通知メールに返信するかたちで再検討内容の確認における必要事項を本文に記載の上、本機関より受領したメールに記載されている指定期日までにメールを送信してください（表 2-10 参照）。

注1：再検討内容の確認期日を過ぎても返信をいただいていない場合は、再検討内容が了承されたとみなしますのでご注意ください。

注2：異議申立の内容を検討した結果は以下のメールアドレスにて送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。

メールアドレス：youryou_jushin@occto.or.jp

表 2-10 容量拋出金還元額通知書（年次精算）の再検討内容の確認結果メール内容

項目	内容
件名	Re:【XXXX（事業者コード）】容量拋出金還元額通知書（年次精算）に対する異議申立
To	再検討内容メールの送信者（本機関）
CC	youryou_jushin@occto.or.jp
本文記載事項	異議申立による容量拋出金還元額通知書（年次精算）の再検討内容に対する確認結果 ・容量拋出金還元額通知書（年次精算）の再検討内容に対する事業者の確認結果を文章で記載 例）異議申立に対する再検討内容について、異議はありません。 以下、異議申立メールの記載内容 ・容量拋出金還元額通知書（年次精算）番号 ・実需給年度 ・事業者名 ・事業者コード ・事業者区分 ・エリア ・異議申立の内容

2.3.3 容量拋出金還元額通知書（年次精算）の再算定結果の確認

本項では、異議申立に対する容量拋出金還元額通知書（年次精算）の再算定結果の確認について手順を説明します（図 2-14 参照）。なお、容量拋出金還元額通知書（年次精算）に変更が発生しない場合は、以降の手順は対応不要です。

2.3.3.1 容量拋出金還元額通知書（年次精算）の再発行内容の確認

2.3.3 容量拋出金還元額通知書（年次精算）の再算定結果の確認

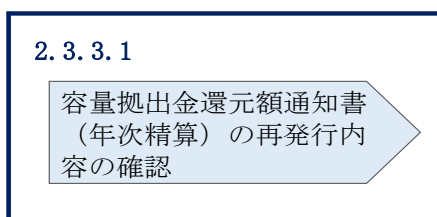


図 2-14 容量拋出金還元額通知書（年次精算）の再算定結果の確認の手順

2.3.3.1 容量拋出金還元額通知書（年次精算）の再発行内容の確認

再検討内容を事業者が確認した後、本機関で容量拋出金還元額通知書（年次精算）を再発行します。事業者は、再発行された旨のメールを受領後、会員情報管理システムにアクセスし、再発行された容量拋出金還元額通知書（年次精算）の帳票の内容を確認してください。

再発行された容量拋出金還元額通知書（年次精算）の確認方法は『2.3.1.1 容量拋出金還元額通知書（年次精算）内容の確認』を参照してください。

2.4 追加請求額の確認手続

追加請求額とは、容量拋出金の未回収分を他の小売電気事業者等へ請求する金額です。追加請求の対象となる小売電気事業者等は、実需給期間末日時点で本機関の会員資格を有し、年次精算の算定開始の前日時点で、対象実需給年度の月次の容量拋出金の支払不足がない事業者となります。追加請求額は以下の算定式で表されます（式 2-2 参照）。

一般送配電事業者・配電事業者の追加請求額 = 当該エリアの一般送配電事業者・配電事業者の未回収総額 × エリア内の一般送配電事業者・配電事業者の容量拋出金負担比率 ^{※5}	式 2-2
小売電気事業者の追加請求額 = 小売電気事業者の未回収総額 × 全国の小売電気事業者の容量拋出金負担比率 ^{※5}	

※5：メインオークション分、追加オークション分及び長期脱炭素電源オークション分を合算して請求される容量拋出金のうち、未払が発生した事業者分の容量拋出金は除く

追加請求（年次精算）に関わらず、容量拋出金の支払不足のあった事業者は、本機関に対して支払不足への対応が必要となることにご留意ください（『2.6.2.1 支払不足への対応策の確認』参照）。追加請求（年次精算）以降に不足額分の振込が行われた場合、振込が行われた年度の年次精算において、振り込みが行われた事業者の事業者区分に応じて小売電気事業者又は一般送配電事業者・配電事業者の還元総額に加算します。

本節では、追加請求額の確認手続について、以下の流れで説明します（図 2-15 参照）。

- 2.4.1 容量拋出金追加請求額通知書（年次精算）の確認
- 2.4.2 容量拋出金追加請求額通知書（年次精算）の異議申立
- 2.4.3 容量拋出金追加請求額通知書（年次精算）の再算定結果の確認

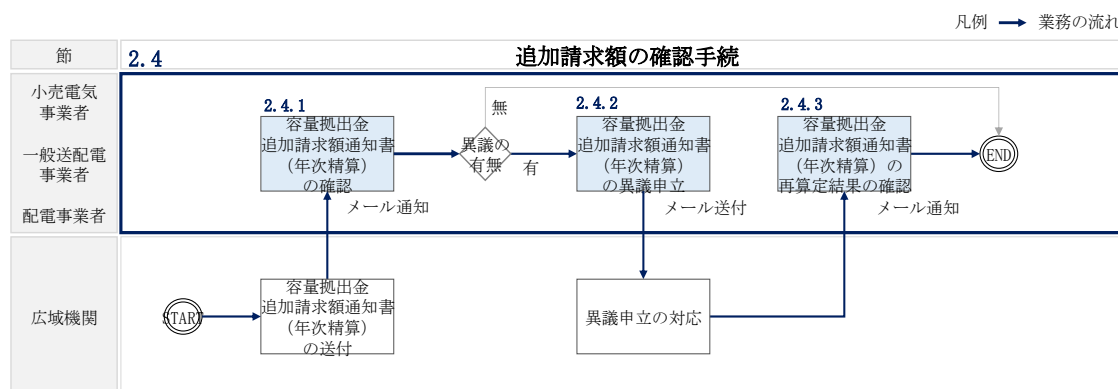


図 2-15 追加請求額の確認手続の詳細構成

注：容量拠出金還元額通知書（年次精算）に基づく還元額から、容量拠出金追加請求額通知書（年次精算）に基づく追加請求額、及び容量拠出金請求額通知書に基づく対象実需給年度 2027 年度の月次の容量拠出金請求額を差し引いた金額が、正となる場合は支払通知書、負となる場合は請求書が発行されます。

請求の対象となる事業者が存在しない場合（年次精算の算定開始時点以降に脱退した会員等）、翌年度の年次精算において、当該事業者への請求額を事業者区分に応じた追加請求総額に加算します。

追加請求（年次精算）に対して支払不足があった場合、『2.6.2.1 支払不足への対応策の確認』に基づき対応します。翌年度の年次精算の算定開始時点まで支払不足が残存する場合、翌年度の年次精算において、支払不足分を事業者区分に応じた追加請求総額に加算します。

2.4.1 容量拠出金追加請求額通知書（年次精算）の確認

本項では、本機関から発行された容量拠出金追加請求額通知書（年次精算）の確認手順を説明します（図 2-16 参照）。

2.4.1.1 容量拠出金追加請求額通知書（年次精算）内容の確認

2.4.1 容量拠出金追加請求額通知書（年次精算）の確認

2.4.1.1

容量拠出金追加請求額通知書（年次精算）内容の確認

図 2-16 容量拠出金追加請求額通知書（年次精算）の確認の手順

2.4.1.1 容量拠出金追加請求額通知書（年次精算）内容の確認

本機関が会員情報管理システムにて容量拠出金追加請求額通知書（年次精算）を発行後、事業者へ容量拠出金追加請求額通知書（年次精算）が発行された旨のメールが送付されます（表 2-11 参照）。事業者はメールを受領後、会員情報管理システムにアクセスし、容量拠出金追加請求額通知書（年次精算）の帳票の内容を確認してください（表 2-12、図 2-17 参照）。

容量拠出金追加請求額通知書（年次精算）に記載の金額は税抜となります。

会員情報管理システムにおける確認手順は「会員情報管理システム取扱マニュアル～会員向け 容量市場関連編～」を参照してください。（P）

表 2-11 容量拠出金追加請求額通知書（年次精算）の発行通知メール内容

項目	内容
件名	容量拠出金追加請求額通知書（年次精算）の発行通知
送信元メールアドレス	member-occto-info@occto.or.jp
本文記載事項	本メールは電力広域的運営推進機関からの自動送信メールです。 ----- XXXX 株式会社 YYYYY 様 平素より当機関運営にご協力いただき誠にありがとうございます。 容量拠出金の追加請求額（年次精算）を本メールを以って通知いたします。 システムにログインいただき、内容のご確認をお願いいたします。

項目	内容
	す。 ***** 電力広域的運営推進機関 会員情報管理システム https://member-occto.occto.or.jp *****

容量抛出台 追加請求額通知書（年次精算）

通知書番号 : 123456789012345-78

通知日 : yyyy年mm月dd日

株式会社○○○○

事業者コード:9999

事業者区分 : ○○事業者

御中

電力広域的運営推進機関

〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15

問い合わせ先 部署 : ○○部

電話番号 : 999-9999-9999

E-Mail : xxxxx@occto.or.jp

件名: ○○○○○○○○

1. 容量抛出台追加請求額（税抜）

容量抛出台追加請求額[円]

xxx

容量抛出台追加請求額（調整前）[円]	xxx
調整額[円]	xxx
備考：	

小計[円]

xxx

2. 算定諸元情報

容量抛出台算定対象エリア	○○
未収金総額[円]	xxx
負担分の比率[%]	xx.xx
※小数点第3位を四捨五入した概算比率	

※容量抛出台追加請求額に異議がある場合、5営業日以内にメールにて異議申立を実施してください。

図 2-17 容量抛出台追加請求額通知書（年次精算）の帳票イメージ

表 2-12 容量拋出金追加請求額通知書（年次精算）の記載項目と確認観点

No	セクション	記載項目	確認観点
1	ヘッダー	通知書番号	－
2		通知日	－
3		事業者名	事業者名や事業者コードが正しいことを確認してください
4		事業者コード	
5		事業者区分	事業者区分（小売電気事業者/一般送配電事業者/配電事業者）が正しいことを確認してください ただし、登録特定送配電事業者の場合は小売電気事業者と表示されます
6		件名	記載内容を確認してください
7	1. 容量拋出金追加請求額	容量拋出金追加請求額 [円]	通知対象事業者の容量拋出金追加請求額が記載されています 小計（No. 11）と一致していることを確認してください 容量拋出金追加請求額が0円でも本通知書は発行されるので、内容をご確認ください
8		容量拋出金追加請求額（調整前） [円]	容量拋出金追加請求額（調整前）（No. 8）は、未収金総額（No. 13）に負担分の比率（有効数字16桁）を乗じることで算定されます。請求額は小数点以下の値を四捨五入します。ただし、算定諸元情報に記載されている負担分の比率（No. 14）はパーセント表記での小数第3位を四捨五入した概算比率であることにご留意ください
9		調整額 [円]	備考欄の記載内容を踏まえた調整額の金額が記載されていることを確認してください
10		備考	記載内容を確認してください
11		小計 [円]	容量拋出金追加請求額（調整前）（No. 8）と調整額（No. 9）を合計した金額となっていることを確認してください

No	セクション	記載項目	確認観点
12	2. 算定諸元 情報	容量拋出金算定対象 エリア	対象のエリアであることを確認してください (小売電気事業者に対する通知の場合、 「－」と記入されます)
13		未収金総額[円]	実需給年度に係る容量拋出金の未収金総額が記載されていることを確認してください
14		負担分の比率[%] ※パーセント表記での小数点第3位を四捨五入した概算比率	小売電気事業者： - 通知対象事業者の配分比率（概算）が記載されていることを確認してください 一般送配電事業者・配電事業者： - 通知対象事業者の配分比率（概算）が記載されていることを確認してください なお、負担分の比率（No. 14）が0.00%であっても、容量拋出金追加請求額（No. 7）が0でない場合があることにご留意ください
15	その他	異議申立日数	記載内容を確認してください

2.4.2 容量抛出台追加請求額通知書（年次精算）の異議申立

本項では、本機関から発行された容量抛出台追加請求額通知書（年次精算）の内容に対し、異議がある場合における異議申立について手順を説明します（図 2-18 参照）。

2.4.2.1 異議申立メールの送付

2.4.2.2 再検討内容メールの確認

2.4.2 容量抛出台追加請求額通知書（年次精算）の異議申立

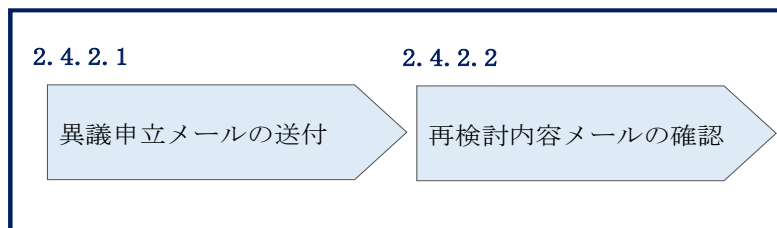


図 2-18 容量抛出台追加請求額通知書（年次精算）の異議申立の手順

2.4.2.1 異議申立メールの送付

事業者は、本機関から発行された容量抛出台追加請求額通知書（年次精算）に対して、発行通知受領日を含めて5営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことが可能です。

異議申立を行う場合、新規メールに異議申立における必要事項を本文に記載の上、所定の宛先に送信してください（表 2-13 参照）。

注：異議申立期限について、例えば、12/6（水）に通知メールを受領した場合、12/12（火）までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

<参考>本業務マニュアルにおいては、容量確保契約約款に準じて、以下のとおりといたします。

休日：土曜日、日曜日及び祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、4月30日～5月2日、12月30日～31日及び本機関が指定する日

平日：休日以外の日

営業日：土曜日、日曜日及び祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、12月29日～31日以外の日

表 2-13 容量抛出台追加請求額通知書（年次精算）の異議申立メール内容

項目	内容
件名	【XXXX（事業者コード） ⁸ 】容量抛出台追加請求額通知書（年次精算）に対する異議申立
To	youryou_jushin@occto.or.jp
本文記載事項	・ 容量抛出台追加請求額通知書（年次精算）番号 ・ 実需給年度 ・ 事業者名 ・ 事業者コード ・ 事業者区分 ・ 容量抛出台算定対象エリア ・ 異議申立の内容

2.4.2.2 再検討内容メールの確認

容量抛出台追加請求額通知書（年次精算）に対して異議申立が行われた場合は、本機関で異議申立の内容を検討し、再検討結果を本文に記載してメールにて通知しますので、内容を確認してください。

確認が完了したら、再検討内容の通知メールに返信するかたちで再検討内容の確認における必要事項を本文に記載の上、本機関より受領したメールに記載されている指定期日までにメールを送信してください（表 2-14 参照）。

注1：再検討内容の確認期日を過ぎても返信をいただいていない場合は、再検討内容が了承されたとみなしますのでご注意ください。

注2：異議申立の内容を検討した結果は以下のメールアドレスにて送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。

メールアドレス：youryou_jushin@occto.or.jp

⁸ 件名に自身の事業者コード4桁を入力してください。

表 2-14 容量拋出金追加請求額通知書（年次精算）の再検討内容の確認結果メール内容

項目	内容
件名	Re:【XXXX（事業者コード）】容量拋出金追加請求額通知書（年次精算）に対する異議申立
To	再検討内容メールの送信者（本機関）
CC	youryou_jushin@occto.or.jp
本文記載事項	異議申立による容量拋出金追加請求額通知書（年次精算）の再検討内容に対する確認結果 ・容量拋出金追加請求額通知書（年次精算）の再検討内容に対する事業者の確認結果を文章で記載 例）異議申立に対する再検討内容について、異議はありません。 以下、異議申立メールの記載内容 ・容量拋出金追加請求額通知書（年次精算）番号 ・実需給年度 ・事業者名 ・事業者コード ・事業者区分 ・容量拋出金算定対象エリア ・異議申立の内容

2.4.3 容量拋出金追加請求額通知書（年次精算）の再算定結果の確認

本項では、異議申立に対する容量拋出金追加請求額通知書（年次精算）の再算定結果の確認について手順を説明します（図 2-19 参照）。なお、容量拋出金還元額通知書（年次精算）に変更が発生しない場合は、以降の手順は対応不要です。

2.4.3.1 容量拋出金追加請求額通知書（年次精算）の再発行内容の確認

2.4.3 容量拋出金追加請求額通知書（年次精算）の再算定結果の確認

2.4.3.1

容量拋出金追加請求額
通知書（年次精算）の
再発行内容の確認

図 2-19 容量拋出金追加請求額通知書（年次精算）の再算定結果の確認の手順

2.4.3.1 容量拋出金追加請求額通知書（年次精算）の再発行内容の確認

再検討内容を事業者が確認した後、本機関で容量拋出金追加請求額通知書（年次精算）を再発行します。事業者は、再発行された旨のメールを受領後、会員情報管理システムにアクセスし、再発行された容量拋出金追加請求額通知書（年次精算）の帳票の内容を確認してください。

再発行された容量拋出金追加請求額通知書（年次精算）の確認方法は『2.4.1.1 容量拋出金追加請求額通知書（年次精算）内容の確認』を参照してください。

2.5 請求書・支払通知書の確認手続

本節では、容量抛出台の請求書又は支払通知書の確認手続について、以下の流れで説明します（図 2-20 参照）。

- 2.5.1 請求書・支払通知書の確認
- 2.5.2 容量抛出台の請求書・支払通知書の異議申立
- 2.5.3 再検討結果の確認

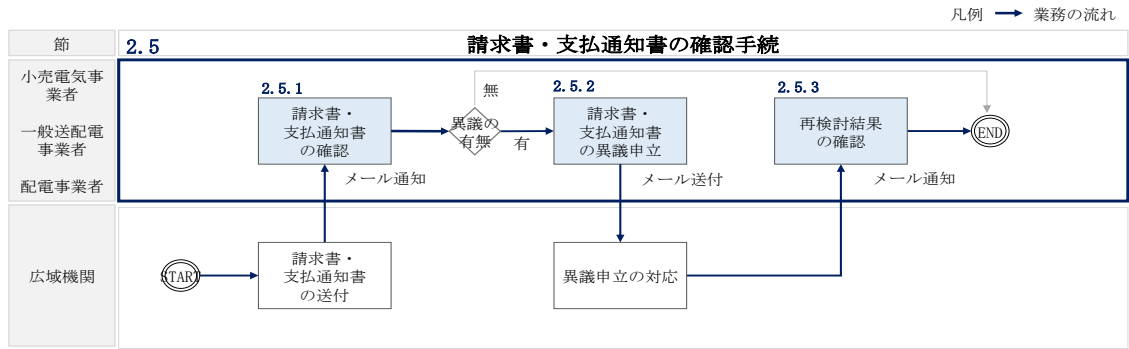


図 2-20 請求書・支払通知書の確認手続の詳細構成

2.5.1 請求書・支払通知書の確認

本項では、本機関から発行された請求額・支払通知書の確認について手順を説明します（図 2-21 参照）。

2.5.1.1 請求書・支払通知書内容の確認

2.5.1 請求書・支払通知書の確認

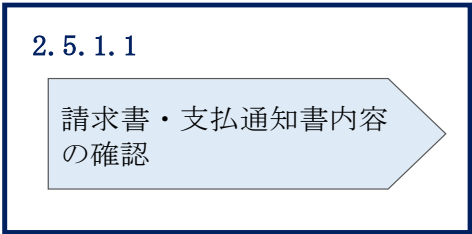


図 2-21 容量抛出台の請求書・支払通知書の確認の手順

2.5.1.1 請求書・支払通知書内容の確認

本機関が会員情報管理システムにて容量拠出金の請求書又は支払通知書を発行後、事業者はその旨のメールが送付されます（表 2-15 参照）。事業者はメールを受領後、会員情報管理システムにアクセスし、容量拠出金の請求書又は支払通知書の帳票の内容を確認してください。（図 2-22、図 2-23、表 2-16 参照）。

なお、年次精算において、追加請求額及び対象実需給年度 2027 年度の月次の容量拠出金請求額の合計額が、還元額を上回る場合は請求書を、下回る場合は支払通知書を、本機関から発行します。

会員情報管理システムにおける確認手順は「会員情報管理システム取扱マニュアル～会員向け 容量市場関連編～」を参照してください。

表 2-15 請求書（支払通知書）の発行通知メール内容

項目	内容
件名	【電力広域的運営推進機関】容量拠出金請求書(支払通知書)発行通知
送信元メールアドレス	member-occto-info@occto.or.jp
本文記載事項	本メールは電力広域的運営推進機関からの自動送信メールです。 ----- XXXX 株式会社 YYYY 様 平素より当機関運営にご協力いただき誠にありがとうございます。 容量拠出金の請求額（支払額）を本メールを以って通知致します。 システムにログインいただき、内容のご確認をお願い致します。 ***** 電力広域的運営推進機関 会員情報管理システム https://member-occto.occto.or.jp *****

請求書

請求書番号 : 123456789012345-78
請求書発行日 : yyyy年mm月dd日

株式会社〇〇〇〇 部中
登録番号(過格請求書発行事業者): T1234567890123
事業者コード: 9999

件名: 〇〇〇〇〇〇〇〇
下記の通り請求申し上げます。

請求金額(税込) : 5,500円(税込)
振込期日 : yyyy年mm月dd日

請求情報

No.	実需給年度・対象月	エリア	取引対象	取引年月日	通知書番号	税抜金額(円)	税区分	備考
1	2026年度9月分	〇〇	容量拠出金	2026/9/1-2026/9/30	xxxxxxxxxxxxxxxxxx	¥2,000	10%	
2	2026年度9月分	〇〇	容量拠出金	2026/9/1-2026/9/30	xxxxxxxxxxxxxxxxxx	¥1,100	10%	
3	2026年度9月分	〇〇	容量拠出金	2026/9/1-2026/9/30	xxxxxxxxxxxxxxxxxx	¥1,900	10%	
4	2026年度分	—	追加請求	2024/4/1-2025/3/31	xxxxxxxxxxxxxxxxxx	¥100	10%	

支払情報

No.	実需給年度・対象月	エリア	取引対象	取引年月日	通知書番号	税抜金額(円)	税区分	備考
1	2026年度分	—	還元	2024/4/1-2025/3/31	xxxxxxxxxxxxxxxxxx	¥-100	10%	

備考

請求情報

請求情報	税抜金額(円)	消費税額(円)	税込金額(円)
不課税対象	¥0	¥0	¥0
8%対象	¥0	¥0	¥0
10%対象	¥5,100	¥510	¥5,610
合計金額	¥5,100	¥510	¥5,610

支払情報

支払情報	税抜金額(円)	消費税額(円)	税込金額(円)
不課税対象	¥0	¥0	¥0
8%対象	¥0	¥0	¥0
10%対象	¥-100	¥-10	¥-110
合計金額	¥-100	¥-10	¥-110

合計

合計	税抜金額(円)	消費税額(円)	税込金額(円)
不課税対象	¥0	¥0	¥0
8%対象	¥0	¥0	¥0
10%対象	¥5,000	¥500	¥5,500
合計金額	¥5,000	¥500	¥5,500

以下の口座にお振込願います。なお、お振込の際の手数料につきましては、事業者様にてご負担願います。
三菱UFJ銀行
本店
普通預金
口座番号: 2513226
口座名義: テンノコクワイクエテクワンエイスインカン
領収書は発行致しません。
通知後xx営業日以内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容のとおり確認があったものといたします。
請求書のうち、取引対象欄に「J」がついているものは、軽減税率対象となります。
※上記口座へお振込時のご依頼人名(カナ)には、事業者コード(本欄最左上記載の4桁)、続いて空白1文字、貴事業者名(カナ)の順にご入力願います。貴事業者名(カナ)には、株式会社の場合は先頭に「株式会社」や、
東証に上場時(カ、等、法人の略称をご入力願います。また、協同組合様、生活協同組合様の場合、カ名称をそのままご入力願います。
例: 1234 カ〇〇〇〇〇〇 (事業者コード: 1 2 3 4 事業者名: 〇〇〇〇)

(1/1)

図 2-22 請求書のサンプルイメージ

支払通知書

支払通知書番号 : 123456789012345-78
支払通知書発行日 : yyyy年mm月dd日

株式会社〇〇〇〇 部中
登録番号(過格請求書発行事業者): T1234567890123
事業者コード: 9999

件名: 〇〇〇〇〇〇〇〇
下記の通り支払申し上げます。

支払金額 : 1,100円(税込)
支払日 : yyyy年mm月dd日

支払情報

No.	実需給年度・対象月	エリア	取引対象	取引年月日	通知書番号	税抜金額(円)	税区分	備考
1	2026年度分	—	還元	2026/4/1-2027/3/31	xxxxxxxxxxxxxxxxxx	¥5,000	10%	

請求情報

No.	実需給年度・対象月	エリア	取引対象	取引年月日	通知書番号	税抜金額(円)	税区分	備考
1	2026年度9月分	〇〇	容量拠出金	2026/9/1-2026/9/30	xxxxxxxxxxxxxxxxxx	¥-2,500	10%	
2	2026年度9月分	〇〇	容量拠出金	2026/9/1-2026/9/30	xxxxxxxxxxxxxxxxxx	¥-1,400	10%	
3	2026年度分	—	追加請求	2026/4/1-2027/3/31	xxxxxxxxxxxxxxxxxx	¥-100	10%	

備考

支払情報

支払情報	税抜金額(円)	消費税額(円)	税込金額(円)
不課税対象	¥0	¥0	¥0
8%対象	¥0	¥0	¥0
10%対象	¥5,000	¥500	¥5,500
合計金額	¥5,000	¥500	¥5,500

請求情報

請求情報	税抜金額(円)	消費税額(円)	税込金額(円)
不課税対象	¥0	¥0	¥0
8%対象	¥0	¥0	¥0
10%対象	¥-4,000	¥-400	¥-4,400
合計金額	¥-4,000	¥-400	¥-4,400

合計

合計	税抜金額(円)	消費税額(円)	税込金額(円)
不課税対象	¥0	¥0	¥0
8%対象	¥0	¥0	¥0
10%対象	¥1,000	¥100	¥1,100
合計金額	¥1,000	¥100	¥1,100

実際の入金額は支払金額からお振込の際の手数料を差し引いた金額となります。
領収書は発行不要です。
通知後#異議申立受付日数5営業日以内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容のとおり確認があったものといたします。
支払通知書のうち、取引対象欄に「J」がついているものは、軽減税率対象となります。

(1/1)

図 2-23 支払通知書のサンプルイメージ

表 2-16 容量抛出台の請求書（支払通知書）の記載項目と確認観点

No	記載項目	確認観点
1	請求書（支払通知書）番号	－
2	請求書（支払通知書）発行日	－
3	事業者名	事業者名や事業者コードが正しいことを確認してください
4	事業者コード	
5	事業者登録番号（本機関）	本機関の事業者登録番号が記載されていることを確認してください
6	事業者登録番号（事業者）	適格請求書発行事業者として登録している番号と相違ないことを確認してください
7	件名	記載内容を確認してください
8	請求（支払）金額（税込）	全明細を足し合わせた額であることを確認してください
9	振込期日（支払日）	振込期日（支払日）を確認してください
10	備考	記載内容を確認してください
11	実需給年度・対象月	今回対象の実需給年月であることを確認してください
12	エリア	通知済みの「容量抛出台請求額通知書」に基づいた内容であることを確認してください また、年次精算額が明細に含まれている場合は、通知済みの「容量抛出台還元額通知書（年次精算）」や「容量抛出台追加請求額通知書（年次精算）」に基づいた内容であることを確認してください
13	取引対象	
14	取込年月日	
15	通知書番号	
16	税抜金額（円）	
17	税区分	記載内容を確認してください
18	備考（明細欄）	
19	合計金額欄	明細の右下に記載されている請求情報・支払情報・それら合計に対応する各合計金額が正しいことを確認してください 消費税額は税抜金額（円）（No. 16）に消費税率（10%）を乗じ、小数点以下を切り捨てます
20	振込先口座情報	請求書が発行された場合のみ、備考（明細欄）の下に振込先口座情報が記載されます 記載内容を確認してください

2.5.2 容量抛出台の請求書・支払通知書の異議申立

本項では、本機関から発行された容量抛出台の請求額・支払通知書の内容に対し、異議がある場合における異議申立について手順を説明します（図 2-24 参照）。

2.5.2.1 異議申立メールの送付

2.5.2.2 再検討内容メールの確認

2.5.2 請求書・支払通知書の異議申立

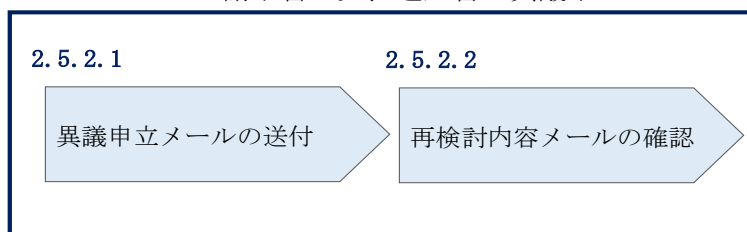


図 2-24 容量抛出台の請求書・支払通知書の異議申立の手順

2.5.2.1 異議申立メールの送付

事業者は、本機関から発行された容量抛出台の請求書又は支払通知書に対して、発行通知受領日を含めて5営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことが可能です。

異議申立を行う場合、新規メールに異議申立における必要事項を本文に記載の上、所定の宛先に送信してください（表 2-17 参照）。

注：異議申立期限について、例えば、4/14（水）に通知メールを受領した場合、4/20（火）までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

＜参考＞本業務マニュアルにおいては、容量確保契約約款に準じて、以下のとおりいたします。

休日：土曜日、日曜日及び祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、4月30日～5月2日、12月30日～31日及び本機関が指定する日

平日：休日以外の日

営業日：土曜日、日曜日及び祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、12月29日～31日以外の日

表 2-17 容量抛出台の請求書・支払通知書の異議申立メール内容

項目	内容
件名	【XXXX（事業者コード） ⁹ 】容量抛出台の請求書 （又は支払通知書）に対する異議申立
To	youryou_jushin@occto.or.jp
本文記載事項	・請求書番号（又は支払通知書番号） ・事業者名 ・事業者コード ・事業者区分 ・実需給年度・対象月 ・異議申立の内容¹⁰

2.5.2.2 再検討内容メールの確認

容量抛出台の請求書又は支払通知書に対して異議申立が行われた場合は、本機関で異議申立の内容を検討し、再検討結果を本文に記載してメールにて通知しますので内容を確認してください。

確認が完了したら、再検討内容の通知メールに返信するかたちで再検討内容の確認における必要事項を本文に記載の上、本機関が異議申立内容の検討結果メールの中で指定した確認期日以内にメールを送信してください（表 2-18 参照）。

注1：再検討内容の確認期日を過ぎても返信をいただいていない場合は、再検討内容が了承されたとみなしますのでご注意ください。

注2：異議申立の内容を検討した結果は以下のメールアドレスにて送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。

メールアドレス：youryou_jushin@occto.or.jp

表 2-18 容量抛出台の請求額・支払通知書の再検討内容の確認結果メール内容

項目	内容
件名	Re: 【XXXX（事業者コード）】容量抛出台の請求書（又は支払通知書）に対する異議申立
To	再検討内容メールの送信者（本機関）
CC	youryou_jushin@occto.or.jp

⁹ 件名に自身の事業者コード4桁を入力してください。

¹⁰ 容量抛出台及び年次精算の算定結果に対する異議について、異議申立の受付期間は終了しているため、通知済みの算定結果と不一致がある場合のみ異議を受理します。

項目	内容
本文記載事項	異議申立による支払通知書（又は請求書）の再検討内容に対する確認結果 ・請求書（又は支払通知書）の再検討内容に対する確認結果を文章で記載 例）異議申立に対する再検討内容について、異議はありません。 以下、異議申立メールの記載内容 ・請求書番号（又は支払通知書番号） ・事業者名 ・事業者コード ・事業者区分 ・実需給年度・対象月 ・異議申立の内容

2.5.3 再検討結果の確認

本項では、異議申立に対する容量抛出台の請求額・支払通知書の再検討結果の確認について手順を説明します（図 2-25 参照）。なお、容量抛出台の請求書・支払通知書内容に変更が発生しない場合は、以降の手順は対応不要です。

2.5.3.1 請求書・支払通知書の再発行内容の確認

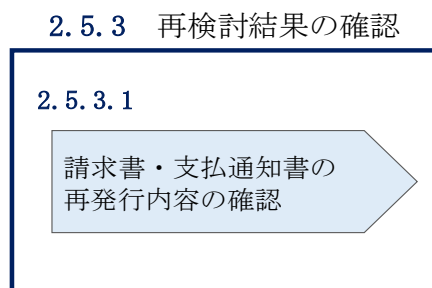


図 2-25 容量抛出台の請求書・支払通知書の再検討結果の確認の手順

2.5.3.1 請求書・支払通知書の再発行内容の確認

再検討内容を事業者が確認した後、本機関で請求額又は支払通知書を再発行します。事業者は、再発行された旨のメールを受領後、会員情報管理システムにアクセスし、再発行された請求額又は支払通知書の帳票の内容を確認してください。

再発行された請求額又は支払通知書の確認方法は『2.5.1.1 請求書・支払通知書内容の確認』を参照してください。

2.6 請求書に基づく支払

本節では、請求書に基づく本機関への支払について、以下の流れで説明します（図 2-26 参照）。

2.6.1 指定口座への振込

2.6.2 支払不足の確認

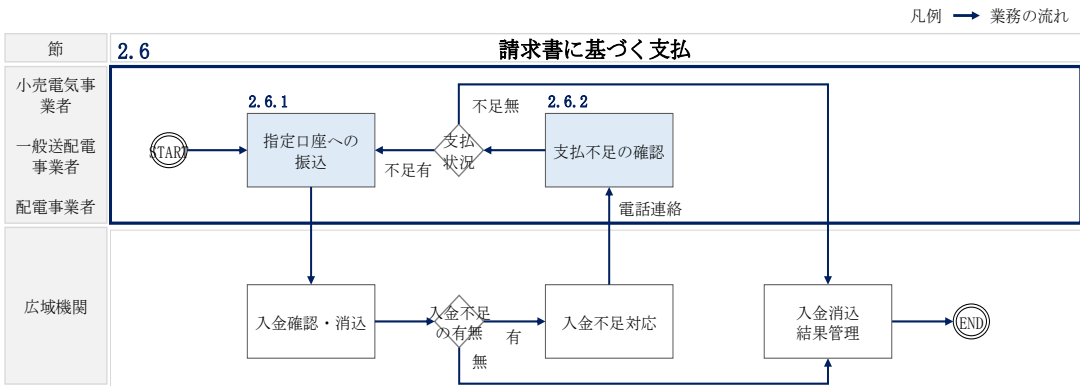


図 2-26 請求書に基づく支払の詳細構成

2.6.1 指定口座への振込

本項では、指定口座への請求額の振込について手順を説明します（図 2-27 参照）。

2.6.1.1 振込の実施

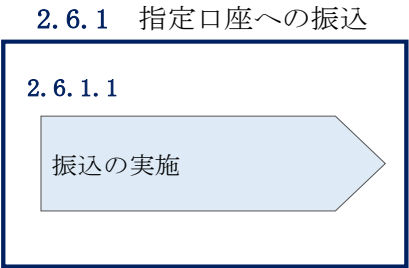


図 2-27 指定口座への振込の手順

2.6.1.1 振込の実施

事業者は、請求書記載内容を基に、請求額の振込手続を行ってください。なお、振込手数料は事業者負担であることにご留意ください。

また、振込人名（カナ）は以下のとおりに記載してください。

- ・振込人名：事業者コード（4桁）＋空白1文字＋法人略称＋事業者名（カナ）
- ・法人略称は、金融機関口座カナ名義と同様の略称としてください
- ・ただし、事業名称（協同組合等）については、法人略称は不要です

例）株式会社電力広域的運営推進機関（事業者コード：1234）の場合

振込人名：1234 カ)デ`ンリヨクコウイ`テキユンエイスイシンカン

例）電力広域的運営推進機関協同組合（事業者コード：5678）の場合

振込人名：5678 デ`ンリヨクコウイ`テキユンエイスイシンカンキョウト`ウクミアイ

※事業者のシステム等の都合により、上記の振込人名の設定ができない場合は、会員情報管理システムに登録されている会社名（カナ）を振込人名に記載ください。ただし、振込人名称に法人形態の記載は必須ではありませんが、法人形態を記載する場合は金融機関口座振込時の略称ルールに従ってください。

例えば、会員情報管理システムに登録されている会社名（カナ）が「アイウエオ」又は「アイウエオカブシキカイシャ」の場合、振込人名は「アイウエオ」又は「アイウエオ(カ)」としてください。

代表債権者が、複数の小売電気事業者に対する請求に基づき容量抛出台金を支払う場合は、小売電気事業者ごとに振込の実施をお願いいたします。

2.6.2 支払不足の確認

本項では、事業者からの支払不足があった場合の対応について、以下の流れで説明します（図 2-28 参照）。

2.6.2.1 支払不足への対応策の確認

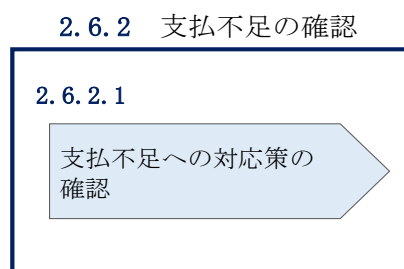


図 2-28 支払不足の確認の手順

2.6.2.1 支払不足への対応策の確認

請求額に対して事業者からの振込額に不足があった場合は、本機関より支払不足が発生している旨を電話で連絡しますので、支払状況を確認の上、支払不足に対する対応案を本機関と合意してください。合意した内容を本機関よりメールにて通知しますので、内容を確認してください。

入金不足に伴う追加支払の対応が必要な場合は、不足額分の振込の手続を行ってください。なお、振込手数料は事業者負担であることにご留意ください。

2.7 支払通知書に基づく入金の確認手続

本節では、支払通知書に基づく本機関からの入金の確認手続について、以下の流れで説明します（図 2-29 参照）。

2.7.1 入金額の確認

2.7.2 入金額に対する異議申立

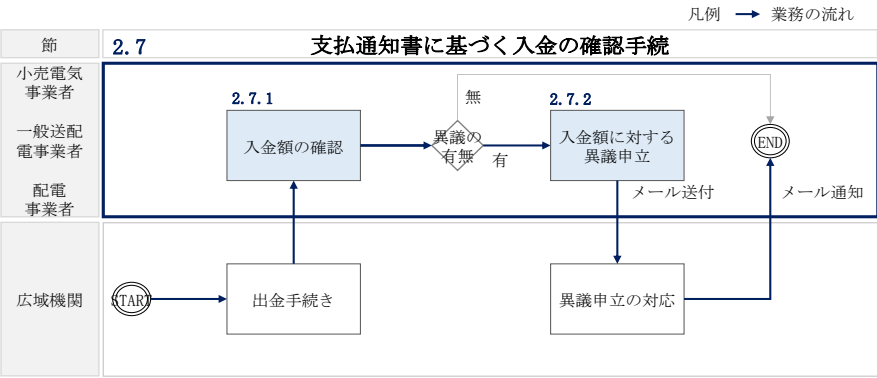


図 2-29 支払通知書に基づく入金の確認手続の詳細構成

2.7.1 入金額の確認

本項では、本機関から振込まれた入金額の確認について手順を説明します（図 2-30 参照）。

2.7.1.1 振込金額の確認

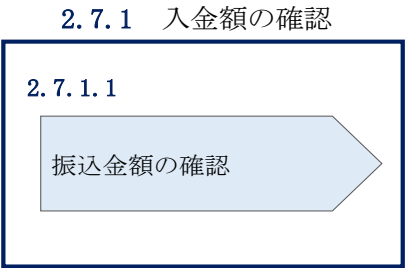


図 2-30 入金額の確認の手順

2.7.1.1 振込金額の確認

事前に送付されている支払通知書に記載の入金額を踏まえ、本機関からの入金額が正しい金額となっているかを確認してください。

なお、本機関からの入金額については、振込手数料分が差し引かれた金額となっていることにご留意ください。

2.7.2 入金額に対する異議申立

本項では、本機関から振込された入金額に対し、異議がある場合における異議申立について手順を説明します（図 2-31 参照）。

2.7.2.1 異議申立メールの送付

2.7.2.2 再検討結果の内容の確認

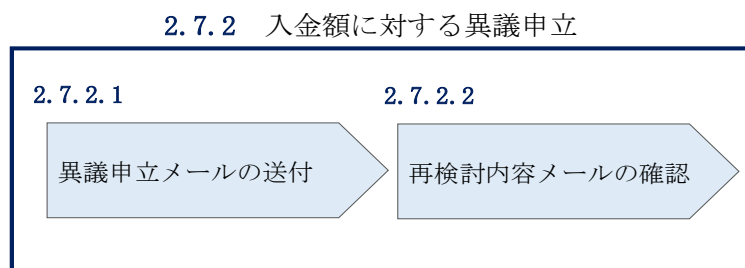


図 2-31 入金額に対する異議申立の手順

2.7.2.1 異議申立メールの送付

事業者は、本機関から振込された入金額に対して、入金日を含めて5営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことが可能です。

異議申立を行う場合、新規メールに異議申立における必要事項を本文に記載の上、所定の宛先に送信してください（表 2-19 参照）。

注：異議申立期限について、例えば、11/12（金）に通知メールを受領した場合、11/18（木）までに異議申立メールを本機関に送信する必要があります。

＜参考＞本業務マニュアルにおいては、容量確保契約約款に準じて、以下のとおりいたします。

休日：土曜日、日曜日及び祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、4月30日～5月2日、12月30日～31日及び本機関が指定する日

平日：休日以外の日

営業日：土曜日、日曜日及び祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、12月29日～31日以外の日

表 2-19 容量抛出台の振込金額の異議申立メール内容

項目	内容
件名	【XXXX（事業者コード） ¹¹ 】容量抛出台の振込金額に対する異議申立
To	youryou_jushin@occto.or.jp
本文記載事項	・支払通知書番号 ・事業者名 ・事業者コード ・実需給年度・対象月 ・異議申立の内容¹²

2.7.2.2 再検討結果の内容の確認

本機関からの振込金額に対して異議申立が行われた場合は、本機関で異議申立の内容を検討し、再検討結果を本文に記載してメールにて通知しますので、内容を確認してください。

確認が完了したら、再検討内容の通知メールに返信するかたちで必要事項を本文に記載の上、本機関より受領したメールに記載されている指定期日までにメールを送信してください（表 2-20 参照）。

注1：再検討内容の確認の連絡の期日を過ぎると、再検討内容が了承されたとみなしますのでご注意ください。

注2：異議申立の内容を検討した結果は以下のメールアドレスにて送付しますので、迷惑メールとして判定されないよう受信設定してください。

メールアドレス：youryou_jushin@occto.or.jp

表 2-20 容量抛出台の振込金額の再検討内容の確認結果メール内容

項目	内容
件名	Re: 【XXXX（事業者コード）】容量抛出台の振込金額に対する異議申立
To	再検討内容メールの送信者（本機関）
CC	youryou_jushin@occto.or.jp
本文記載事項	異議申立による容量抛出台の振込金額の再検討内容に対する確認結果

¹¹ 件名に自身の事業者コード4桁を入力してください。

¹² 容量抛出台の支払通知書に対する異議について、異議申立の受付期間は終了しているため、通知済みの支払予定額から事業者負担の振込手数料を差し引いた金額と実際の入金額との不一致がある場合のみ異議を受理します。

項目	内容
件名	Re:【XXXX（事業者コード）】容量抛出台の振込金額に対する異議申立
	・容量抛出台の振込金額の再検討内容に対する事業者の確認結果を文章で記載 例) 異議申立に対する再検討内容について、異議はありません。 以下、異議申立メールの記載内容 ・支払通知書番号 ・事業者名 ・事業者コード ・実需給年度・対象月 ・異議申立の内容

Appendix.1 図表一覧

図 1-1 容量市場における容量抛出台の位置づけ	4
図 1-2 容量抛出台対応業務の全体像	5
図 1-3 本業務マニュアルの構成（第1章除く）	7
図 2-1 第2章の構成	15
図 2-2 容量抛出台（仮算定）の確認手続の詳細構成	16
図 2-3 容量抛出台仮請求額通知書（年間総額）の確認の手順	17
図 2-4 容量抛出台仮請求額通知書（年間総額）のサンプルイメージ	19
図 2-5 容量抛出台の確認手続の詳細構成	23
図 2-6 容量抛出台請求額通知書の確認の手順	24
図 2-7 容量抛出台請求額通知書のサンプルイメージ	26
図 2-8 容量抛出台請求額通知書の異議申立の手順	29
図 2-9 容量抛出台請求額の再算定結果の確認の手順	32
図 2-10 還元額の確認手続の詳細構成	34
図 2-11 容量抛出台還元額通知書（年次精算）の確認の手順	35
図 2-12 容量抛出台還元額通知書（年次精算）の帳票イメージ	37
図 2-13 容量抛出台還元額通知書（年次精算）の異議申立の手順	39
図 2-14 容量抛出台還元額通知書（年次精算）の再算定結果の確認の手順	42
図 2-15 追加請求額の確認手続の詳細構成	44
図 2-16 容量抛出台追加請求額通知書（年次精算）の確認の手順	45
図 2-17 容量抛出台追加請求額通知書（年次精算）の帳票イメージ	47
図 2-18 容量抛出台追加請求額通知書（年次精算）の異議申立の手順	50
図 2-19 容量抛出台追加請求額通知書（年次精算）の再算定結果の確認の手順	53
図 2-20 請求書・支払通知書の確認手続の詳細構成	54
図 2-21 容量抛出台の請求書・支払通知書の確認の手順	54
図 2-22 請求書のサンプルイメージ	56
図 2-23 支払通知書のサンプルイメージ	56
図 2-24 容量抛出台の請求書・支払通知書の異議申立の手順	58
図 2-25 容量抛出台の請求書・支払通知書の再検討結果の確認の手順	61
図 2-26 請求書に基づく支払の詳細構成	62
図 2-27 指定口座への振込の手順	62
図 2-28 支払不足の確認の手順	64
図 2-29 支払通知書に基づく入金の確認手続の詳細構成	65
図 2-30 入金額の確認の手順	65
図 2-31 入金額に対する異議申立の手順	66

表 1-1 請求額通知書・請求書の発行スケジュール.....	6
表 2-1 容量拋出金仮請求額通知書（年間総額）の発行通知メール内容	17
表 2-2 容量拋出金仮請求額通知書（年間総額）の記載項目と確認観点	20
表 2-3 容量拋出金請求額通知書の発行通知メール内容	24
表 2-4 容量拋出金請求額通知書の記載項目と確認観点	27
表 2-5 容量拋出金請求額通知書の異議申立メール内容	30
表 2-6 容量拋出金請求額通知書の再検討内容の確認結果メール内容	30
表 2-7 容量拋出金還元額通知書（年次精算）の発行通知メール内容	35
表 2-8 容量拋出金還元額通知書（年次精算）の記載項目と確認観点	38
表 2-9 容量拋出金還元額通知書（年次精算）の異議申立メール内容	40
表 2-10 容量拋出金還元額通知書（年次精算）の再検討内容の確認結果メール内容	41
表 2-11 容量拋出金追加請求額通知書（年次精算）の発行通知メール内容	45
表 2-12 容量拋出金追加請求額通知書（年次精算）の記載項目と確認観点	48
表 2-13 容量拋出金追加請求額通知書（年次精算）の異議申立メール内容	51
表 2-14 容量拋出金追加請求額通知書（年次精算）の再検討内容の確認結果メール内容	52
表 2-15 請求書（支払通知書）の発行通知メール内容	55
表 2-16 容量拋出金の請求書（支払通知書）の記載項目と確認観点	57
表 2-17 容量拋出金の請求書・支払通知書の異議申立メール内容	59
表 2-18 容量拋出金の請求額・支払通知書の再検討内容の確認結果メール内容	59
表 2-19 容量拋出金の振込金額の異議申立メール内容	67
表 2-20 容量拋出金の振込金額の再検討内容の確認結果メール内容	67

Appendix.2 業務手順全体図

業務手順全体図については、別紙（「容量市場業務マニュアル_容量抛出金対応編
_Appendix_業務手順全体図」）参照のこと

凡例

 会員情報管理システム操作

 メール通知

第2章：容量拠出金対応

2.1 容量拠出金（仮算定）の確認手続



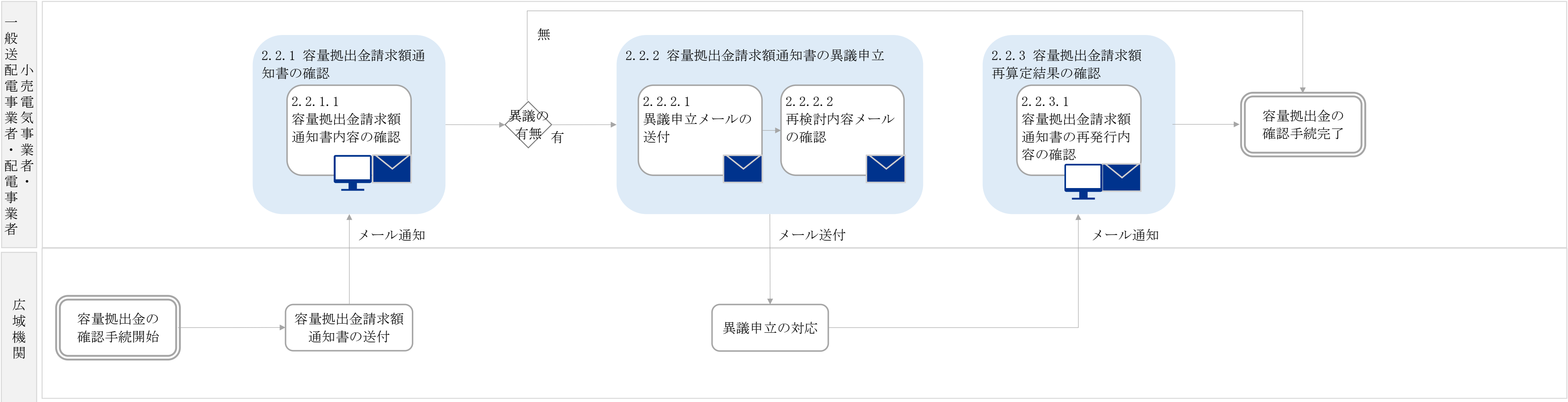
凡例

 会員情報管理システム操作

 メール通知

第2章：容量拠出金対応

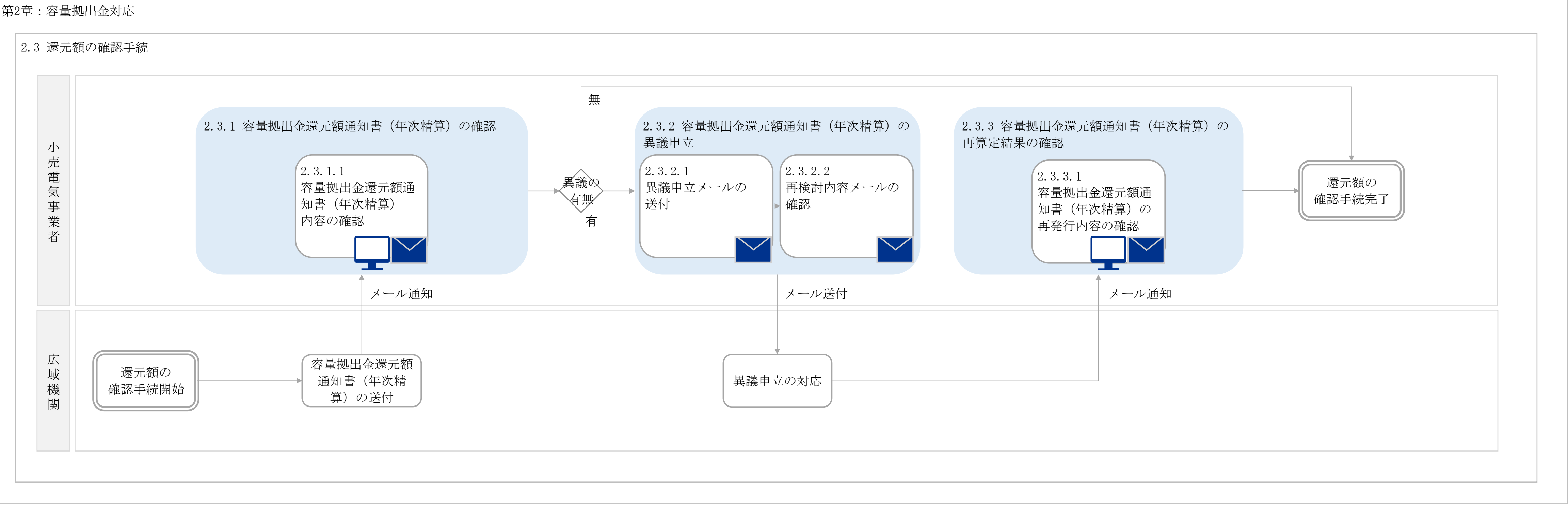
2.2 容量拠出金の確認手続



凡例

 会員情報管理システム操作

 メール通知



凡例

 会員情報管理システム操作

 メール通知

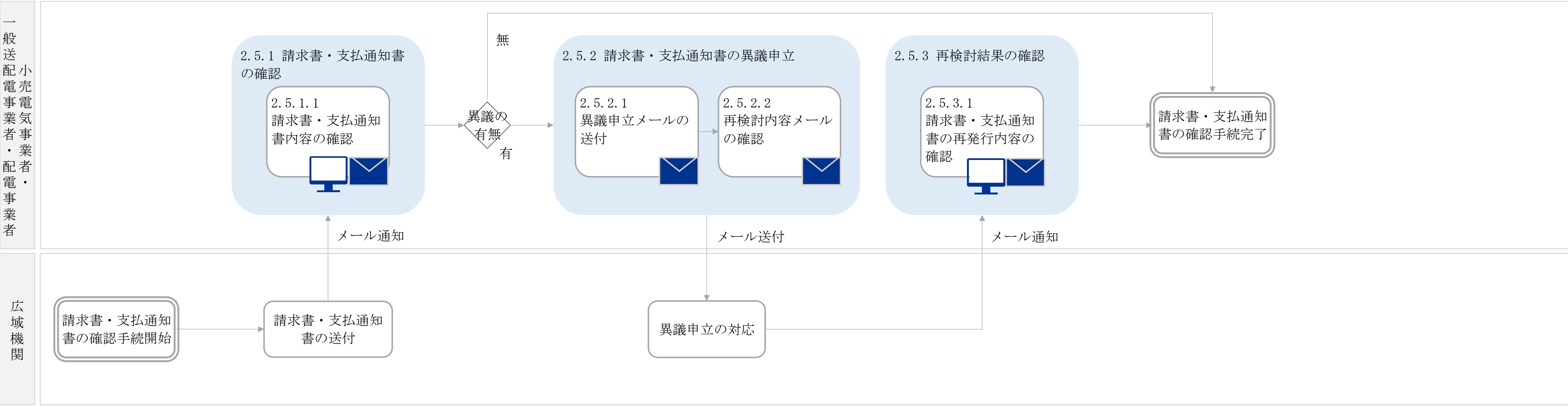
第2章：容量拠出金対応

2.4 追加請求額の確認手続



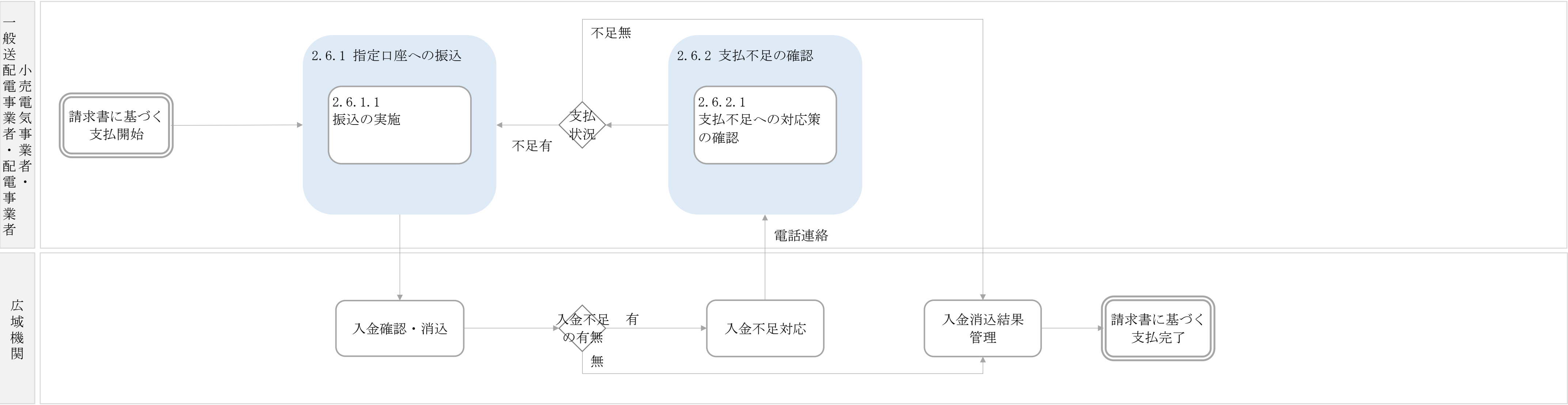
第2章：容量拠出金対応

2.5 請求書・支払通知書の確認手続



第2章：容量拠出金対応

2.6 請求書に基づく支払



凡例

 会員情報管理システム操作

 メール通知

第2章：容量拠出金対応

2.7 支払通知書に基づく入金の確認手続

